

令和3年第3回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和3年9月14日 午前 9時30分 開議

2. 令和3年9月14日 午後 2時35分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

3番	石井壽富	4番	渡邊順子
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	亀山勝則
総務課長	岡本一志	税務課長	山本敦志
企画課長	片岡昭彦	協働推進課長	根本喜代香
住民課長	小谷条治	福祉課長	奥野充之
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	富士本里美
農林課長	山口文亮	建設課長	高見知之
水道課長	高森学	教委事務局長	石井純子
定住促進課長	荒谷哲也		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

日程第3 報告第4号 陳情審査報告について

日程第4 報告第5号 請願審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第4号 陳情審査報告について 採択

報告第5号 請願審査報告について 採択

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、石井壽富君、4番、渡邊順子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをします。

なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

おはようございます。

一般質問も2日目になってお疲れのことと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

せんだって通告をいたしてあります3点におひての質問は、一括質問でお願ひをいたしたい、このように思ひてあります。よろしくお願ひをしたいと思ひます。

一般質問をいたす前に、少し最近の動向、私が感じとる部分を申し上げて、一般質問に入りたいと思ひます。

最近、特にテレビ等で十分皆さん方のお茶の間にも入っておりますが、9・11の20年前のニューヨークの大きなテロの問題で3,000人も、日本人も24名ぐらいな命を落とされてあります。この悲惨な状況のまだ20年たった現在に至るまで、多くの遺

族の方とかの苦しみがこれからも続いていくであろう、こういうふうな経済戦争の行く末と申しますか、そしてくしくも20年目に当たってアメリカ軍も全て撤退をするというふうな、戦争という、争いというものが人間の考えによって行われとるこの悲惨さとも思います。また、オリンピック・パラリンピック等におきましては、国境を越えた、お互いの選手の勝ち負け抜きでのスポーツマンシップにのっとりた姿、あるいはまたパラリンピックで両手のない障害者において水泳であのような感動を与える一人の人間の生きざまを私もひしひしと感じておりますし、また今まで私の人生を振り返ってみても、少し恥ずかしい部分ばかりなのかと。と申しますのも、欠陥部品の集まりでありますけれども、私も一応五体満足でここまで生きてきております。これから、障害者のあの頑張り、あるいはサポートをされた方の意気投合された姿を一人の人間として生きざまを見せていただいて、我々がどう勉強していくかというふうなことを、答えのない考えで日々過ごしております。

また、町内おいてのワクチン接種の関係の方々、医療の方、介護の方、それぞれのおかげをもちまして私もコロナにかからないように今現状があるわけであります。収束ということには、ウイルスと人類の闘いはこれからも続いていきますし、今までの歴史から鑑みて、見える闘いは防げると思い、信じております。しかしながら、この目に見えない闘い、自分との闘いをどうこれから人生に生かしていくかというものをひしひしと感じております。以上のような昨今の自分の状況のみを言わせていただきました。

一般質問におきまして、通告どおり、大きくは3点にわたってお願いをしとるわけであります。

まず、第1点目の項目は吉備高原都市について、吉備高原都市のみというふうな感覚は持たれやすいんですけど、私はそうではなしに、やはり吉備中央町全体的なことの中心的位置づけの部分で質問をいたしておるわけであります。そして、2点目は企業誘致について、3項目めの大きな部分は、今年は特にそうでありますけれども、有害鳥獣対策についてということで、答弁を町長に所信をお伺いするわけであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、1点目の吉備新線沿いの支障木伐採については、県の理解と御協力、あるいは町長の御努力により、国立吉備少年自然の家から南に向けて一部区間において実施され、見通し、景観がよくなり、感謝をするところであります。あとの当該区域以外における今後の実施計画についてどのようになっておるか、町長にお伺いをいたしたいと思いま

す。

そしてまた2点目には、吉備高原小学校隣の中学校予定地においては、今まで大変に悪い部分でありますし、危険な場所でありましたけれども、進入路の移設や用地の一部舗装が進められ、安全性と利便性が向上するが、なおかつ用地のほとんどの大部分は手つかずのままです。

そこで、今後の活用方法の一つとして、吉備高原都市公民館の整備を提案をいたしたいと思います。

現在では、小学校の敷地の中の一部に、狭い場所です。公民館という形のみではありませんけれども、これはこれからの将来の町の中心でもあり、発展性の可能性を秘めた吉備高原都市にふさわしい機能と役割を持った一定の公民館という、公民館、公民館ということではなしに、せんだって一般質問にございましたように、スーパーシティの構想の中に1つの大きな位置づけとして提案をいたしたい。というのも、総合的な施設、位置からしても、ちょうど岡山県の真ん中にありますので、災害が少ない我が地域とは思っておりますけれども、豪雨であるとかというのは、今の地球の温暖化の下に毎年これから激しさを増してくるのは、これは当然であります。こういったことに関しまして、モデル的なもの町長に県のほうに対して提案をしていただけたら、議会も動きやすいかなというふうなことを質問いたします。

2点目の企業誘致についてでありますけれども、吉備高原都市産業区では、全ての区画において企業立地が実現して、今はないわけです。

そこで、吉備高原都市後期計画地を活用して、次の工業団地の整備、あるいはそういった類いの部分が、議会においても企業誘致特別委員会というものを全員でつくっております。また、8月20日の山陽新聞ですか、吉備中央町持続的発展の中にも、企業立地促進に向け奨励金を支給というふうな、企業立地ということも町長は盛り込んでおられます、この部分においてしっかり県に対して。それで、吉備高原都市後期計画地と書いております理由は、私の住んでおる北部地域、あるいは下竹、極楽寺、あの部分において、吉備高原を建設計画をするときに県が点々と用地買収をしております。今は、地域住民等の活力が非常に高齢化によって下がっておりますので、当時私が議員に出していただいた初頭の頃、あるいは5年、10年の間には、非常に地元からの声も、どういう計画を県はして、我々の山の部分を購入しとるか、何も姿が変わらない。その部分において地権者になれば、何も自由にできないというふうな声を大変に聞いておりました。しかしながら、将

来は後期計画であるがゆえに計画がなされるのではないかとということで私も逃げて、逃げるというよりも、そういう説明をしてまいりました。

そしてまた、残土埋立地のEゾーンであります。ここにおいても、いろんな提案も申し上げ、スポーツ構想、災害の基地も申し上げてきたわけでありましてけれども、この部分が今県の所有でありますので、もし町長、将来の計画とか、町長としての提案とかあるようでしたら、少し答弁をいただきたいな、このように思っております。

3点目の有害鳥獣対策についてであります。

今年は、殊のほかイノシシが非常に被害が大きいわけでありまして。個々の質問においては、テープ購入に対する補助等制度拡充という部分が入っておりますけれども、これはもう間に合いません、今からでは。私も、この一般質問の過去の質問で言うように、できれば専従的な職員、研究をする職員をきちっと張りつけて先手必勝、ピンク色のテープもここで初めて皆さんが効果があると、今JAも売り切れのような状況で、市内のほうの店には少しあつたりなかつたりというふうな状況があります。ということは、ピンクのテープ、農林課長に言わせれば、イノシシが色盲だからというふうなことも聞いておりますけど、それはさておいて、新しいものは早く研究して、早くイノシシの影響が出る前に事前に打つ以外に有害鳥獣対策、カラスに対して黄色なひもが有効であったと、こういうこともあります。私は私で、独自に魚釣りの、海のマグロを釣るようなとんでもねえ太いやつで自分のことも研究もしたり、やってみたりするんですけど、これはちょっと自分が張ったところに自分が引っかかるというふうな危険な状況にもなりましたので、少し周りに広めるということはやめたんですけども、町長、ふるさと米の、イノシシが入ったら血の臭いがするような米がもし仮に、万が一にも出たということにならないように、専門的にどっかの職員さん、どっかの部署が、ピンク色のテープ、あるいは黒のテープ、そういうふうなものを研究をしていただく、ドローンも含めて、そうでありますけれども、こういう対策しか有害鳥獣の対策ができないのではないかと。大きな被害を小さく抑えるいうふうなことを、もちろんその補助金も出していただきたいわけでありましてけれども、電柵等は設置にも力が要りますし、経費も結構高価なものであります。何かいい方法をみんな考えていたらどうかというふうなことが質問であります。第1回目の質問、答弁を町長よろしくお願いをしたいと。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、3番、石井壽富議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、吉備高原都市の関係でございますが、吉備新線沿いにおける道路北側のり面の支障木につきましては、岡山県によりまして、現在国立吉備青少年自然の家の入り口から吉備高原大橋に向けて支障木の伐採が行われました。今回は、皆さん見てお分かりのとおり、今までのように交通支障木だけでなく、ある程度広範囲に雑木を伐採していただきました。大変すっきりと景観もよくなったと思います。町といたしましては、県に対して引き続きこのような伐採の仕方ですべて進めていただくように今お願いをしているところでございます。

次に、中学校用地における今後の整備計画でございますが、現在整備しています駐車場につきましても、全て県からお借りしている土地でございます。認定こども園、小学校等の利用者の利便性を図るためにも、今舗装工事をこれから行うところでございます。

この土地におきましては、県では昨年度に今後の活用についてサウンディング調査を行いました。具体的な活用案はいまだ出てない状況でございます。

議員が御提案の公民館、そしてその公民館に附属するといえますか、防災設備等もつけたような複合施設はどうかというような御提案でございますが、私自身も大変こう興味深く、面白い御提案だと受け止めております。町といたしましては、大切な県有地につきまして、ぜひ吉備高原都市の活性化につながるようなものにしたいと思っております。地域の御意見も、また御要望も聞きながら、県のほうに協議をしていきたいと思っております。

そして、企業誘致につきましては、吉備高原都市の現状を申しますと、議員が言われたとおりでございます。前期計画区域につきましては、平成5年に基盤整備が完了しまして、住区等も分譲もほぼ完売をしております。後期計画につきましては、後期計画Aゾーンは住区において約半分が分譲済みとなっております。また、産業区につきましては、全ての区画が完売となり、現段階では工業誘致を進めるべく区画がないという状況でございます。今後は、企業誘致を進めるに当たりまして、現在整備を行っております後期ゾーンの一部でありますEゾーン、その一部の活用、また議員言われたとおり、後期計画には多くの町民の方の協力を得て、飛び地として用地を購入してるところがございます、その活用も含めて、県のほうにしっかりと後期計画部分の一步でも二歩でもいいですから着手

ということをこれから要望してまいりたいと思います。これはなかなか町執行部だけというわけにはいきません。議会の皆さんと併せてまた県議会の理解も得なければなりません。どうぞ一緒に進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に。有害鳥獣対策でございます。

イノシシ対策の急務が本当に望まれるところでございます。農作物への鳥獣による被害は年々増加しております。特に今は稲刈りシーズンでございますが、この直前の被害というのは大変大きなものがございます。イノシシのほか、猿、鹿、カラスなど、猟友会の力をお借りして捕獲駆除、追っ払い等を行っているところではございますが、なかなか根本的に解決するに至っておりません。

昨今、石井議員が言われるように、ピンクのテープが本当によく張られたのを見かけます。これにつきましては、私も、どのような効果という、なかなか効果を実感するに至っていないんですけど、聞きますと、かなり効果があるようでございます。そういうこともございまして、テープの購入の補助につきましては、効果があるのであれば、私は今の補助事業の中に組み込んでいきたいと、前向きに検討していきたいと思っております。ただどうですか、またこのほかにも、さきに答弁をいたしましたとおり、ぜひ防護柵等を設置されてない方におかれましては、一番理想は共同設置を効果的には高いと思いますので、ぜひまたこの補助の制度を使いまして防護柵を設置していただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（難波武志君）

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

第1回目の御答弁をいただきました。

町長、この支障木伐採については、今までの松くいの部分であるとか、そういった危険倒木であるとかという2本、3本のあれでなしに、県もきちっとやってくださっておるわけではありますが、これを継続的に県に対して予算を取っていただくというふうなことを再度申し上げておきます。お願いをしときたいと思います。

また、小学校予定地の部分におきましては、公民館、あるいは昨日の質問者のように総合的な、そしてまた岡山県のちょうど真ん中でありますので、周辺に対しての受入れ態勢が十分取れる、先進的な、モデル的なものの部分をスーパーシティ構想の中にひとつ組み入れていただければ、これは大変な予算もかかる案件でありますけれども、国、県が同

調していただきまして、そこらあたりの予算も町単独でということにはできないわけでありまして、用地におきまして、そういう公共的な使用方法であるならば無償ということも望めるんじゃないかというふうなことで、この部分においては、町長、真剣に県のほう、スーパーシティーのほうへお願いをしたい。我々議会も、県議会を通しての話になりますけれども、県議会に対して地元県議にしっかり要望をいたしたいと思います。

そして、企業誘致の後期計画地でありますけれども、私は、空港線沿いに大きな工業団地を造るということにおきましては、それは望むべきでありますけれども、今の吉備新線の状況、まだまだ2車線、この4車線化ということも踏まえて、まず人間で言えば血管の役目を果たす、こういったものがきちっと整備されないと、今御存じのように、大きなトレーラーがかなり走っております。こういう部分をこれ以上吉備高原都市を上げてもいいんか悪いのかということになりますれば、やはり4車線化をきちっとした上での計画を、これは将来に向けての夢のような話であります。

また、町長、私の時代、私の若いときの時代からして、吉備中央町の中を見ても世代交代が進んで、経営者そのものも今若手になっております。そして、昨日の同僚議員の質問にもありますように、イノベーション構想、ああいった広大な敷地でないと活性化ができないというふうな旧態依然とした考え方でなしに、今日本経済はほとんど若者が世代交代で動かしておるような時代であります。そういったことも踏まえまして、英知を結集した日本経済も、物づくりから卒業をして、すばらしい、日本は世界的な特許の部分はまだ30%ぐらい持つておるといふふうな報道機関のあれもありました。小さい敷地の中でも若者の英知、連絡、いろんな部分で、そういった部分が活躍できる、吉備中央町は、若い起業家がどんどんイノベーションを通じてもいいですけども、そういう形で入ってこれる中に少子化であるものが解決、国策である少子化といううたい文句は国会ではよく聞きますけれども、いかんせんその効果は、我が吉備中央町においても全く数字に出ておりません。それはなぜかと。やはり若者に対してのしっかり投資、子育てに対しての町長の投資姿勢、それは十分私も期待をいたしております。もう一步、若者を増やす、若者が好んでこの地に来てくれる、子供を産んでくれる、そういったことをやらないと、少子化は私は絵に描いた餅で、活字の世界で終わってしまうんじゃないかと。そういうようなことを踏まえまして、後期計画の部分的な部分でもいいですけども、いろんな形で起業家が企業を起こしやすい環境、そういった整備を望むわけであります。

そして、有害鳥獣の部分でありますけれども、これはピンクのテープは、私も2本ほど

購入をして、自分で必ず実証試験をした上で皆さんにも言うわけでありませけれども、北部住区のほうにも1本入れております、使ってみてどうですかと。それで、私も使っております。ですから、将来何がどういふふうには有害鳥獣に対しての防御ができるかというのは、やっぱり先手必勝でいかんと防げんし、それからこれも完全に、ほんならイノシシを絶滅させていけばいいかということにはならないと思います。やはり共存共栄、相手も生き物でありますので、何らかの山の中を明るくするとかいふふうなことをこれから一生懸命やっていく。米づくりの生産におきましては、これは計算で電卓をはじいて云々という日本列島ではありません。これは一つの文化として、国民は米づくり、野菜づくりをやっておるわけでありませるので、それはこういった部分を防いでいけば、必ず米が衰退する、あるいは輸出入によって米価が云々ということも今回課題になっておりますけれども、これは国が大きな旗を振って、いい形でやってくださると、このように信じております。その部分において、町長、先ほども言いましたように、専従的な研究をする職、部署といひませるか、それを設置していただいたほうが私はいひ思います。そして、補助、助成というものは、あくまでこれ申告制で、物事に対しての補助のパターンがあります。しかし、それは補助ということではなしに、予算をしっかりと出した上で、申告制ではなしに、この補助金で有害鳥獣を年間で防いでいひませようという部分の考え方を変えたほうがいいんじやないかと。我々議会は、予算の執行ができませんいひませけれども、提案しかできませんいひませけれども、それは執行部が考えてくださらんといひせんことですが、その辺を町長よろしく再度再質問においてお願ひをしたいと思ひます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

議員には、多くの今提案等々、またヒントをいただきました。

確かに、4車線化、道をきちっとやってもらわないと、なかなか企業誘致というの、そこへ行くまでの方策が要りますので、これについては並行して要望していこうと思ひます。

それから、確かに産業、今は昔でいう重厚長大というような産業ではございませせん。本当に、各1つの教室ぐらひのスペースで、物すごい発想を持って大きな事業を行うという方も多ひです。ですから、その視点を変えんと。それをされるのは、確かに若者です。よ

く昔から、若者、よそ者、ばか者という言葉がございます。そういう方々をいかにこの吉備中央町に迎え入れるか、そして迎え入れるためには、受けるほうの気持ちも体質も変えないと、来てくれないと思います。そういうあたりをしっかりと町のほうでもまた体制を整えて、しっかりと来ていただくようなことを図っていきたいと思います。

それから、有害鳥獣、確かにそれを研究する部署があれば、それにこしたことはないと思いますが、現実のところ職員数、そしていろんなことを考えますと、今の農林課でしっかりと対応していただきたいと思います。ただ、今までも反省しますが、足りないのは、広く効果ある手段を見つけることができなかつた、そういう情報収集能力を高めていきたいと。そして、いいものがあつたら、恐れずそれをやってみるということも大切だろうと思つてます。今後は、そのようなこともしっかりと踏まえまして、農家のためにやっていきたいと思つています。

○議長（難波武志君）

3番、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

了解しました。

町長の今の答弁の中で、私の思いといいますか、そういった部分も十分聞こえてまいりました。

町長、この後期計画であるとか、いかんせん町有地でないがゆえに、町長がしっかりと動いてくれた後で、我々が議会として後押しをしていくという形しかできないわけでありませう。幾ら議員バッジがあろうが、県に対して物申すというわけにはいきませう。どうかその点は、ひとつ両輪のごとくという言葉は言いたくないですけれども、そういうつもりで我々もしっかりやっていきたいと。

そしてまた、先ほどの若い人が魅力ある、こういう部分においては、町長、町長自体も若いわけでありませうで、いろんな部分で執行部の笛を吹けど兵は踊らぬというふうなことでございませう。笛を吹かなくても踊って、経済が動くのが東京でありませう。こういうふうな夢物語ばかり申し上げるわけではありませうけれども、執行を議会は提案する、執行部がそれを形にしてくれる、そういう中において若者が踊ってくれるという吉備中央町の地域発展につながればというふうなことを、理想主義ではありませうけれども、現実はそのうはいかないにしても、理想を忘れた現実で生きていくというのも、これいかなものかというふうなことを最後に付け加えまして、答弁は求めませう。もし町長のほうが一言、

若者を大事にするという答えがいただければ、爽やかに質問がなされるかなど。

以上であります。

○議長（難波武志君）

答弁を許しします。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

確かに、今吉備中央町に住んで、本当に若者、小学生、中学生も含めて、若者、これから将来を担っていただきます。物すごく期待をします。そのためには、惜しみない、その環境をつくっていかうと思ってます。

また一方で、多くの方に来ていただかないといけません。来ていただく若者、またよそ者と言われる方々、いろんな可能性を持たれています。その方たちが来て、そして根づいていただくというような町を目指していきたいと思っております。

○3番（石井壽富君）

以上で3番、石井壽富、一般質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで石井壽富君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

5番、山崎誠でございます。

議長の指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回は、水道問題、竹谷浄水場の異臭、それから水道老朽管の更新計画、さらに吉備高原都市の活性化、もう一つヤングケアラーの問題について質問をさせていただきます。

まず、竹谷浄水場の異臭問題についてでございますけども、これは、町長、今議会の冒頭で異臭問題への言及が少しありました。原因は雨の不足、それから装置の関係で、完全には除去できない、それから新たに活性炭処理を行い、対処したということでございました。

水道水の供給というものは、命に関わる最も重要なライフラインです。ガス、電気等々ありますけども、その中で特に生命に直結する、大変大事な、生きるために必要なライフラインでございますので、特にこの問題についても取り上げて今回はみました。

現在、町は広域水道企業団、竹谷ダム、河平ダム、それから尾原の水源から取水をし、全戸に供給、厳密には全戸ではありませんけども、全域に供給をしておりますが、6月に入って竹谷浄水場から供給される水道水に異臭が出たということで、いろいろ竹谷ダム関係、竹谷浄水場から給水を受けてる方から苦情なり、どうしてこうなっとならということで、そういう声が耳に入りました。

これが実は、後で執行部のほうからもお話があると思いますが、先月10日に一応様々な処理をして解消したということでございますが、3か月という長期にわたっているわけでございます。この経緯及び原因、それとどういうふうな対策を取ったのか質問いたしますが、まずその経緯と原因、それから供給戸数は何戸か、お答えをいただきたいと思ます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、山崎議員お尋ねの竹谷浄水場の異臭問題につきましてでございます。

このたび発生をいたしました竹谷浄水場水道水からの異臭については、長期にわたりまして御利用の皆様には大変御迷惑、また不快な思いをおかけし、そして関係者の方々にはいろいろと御心配をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。

経緯といたしましては、6月初旬に御利用者の方より異臭の苦情があり、職員が直ちにそのお宅を訪問しましたが、その臭気は確認できず、翌日検査機関へその水を持ち込み、検査したところ、問題のないことを確認をいたしました。その後、数件の苦情が寄せられたことから、竹谷ダム原水を確認したところ、藻の一種であるアオコが大量に発生をしており、そのアオコが分泌する成分が異臭の原因であると判断をいたしました。直ちに異臭発生の告知放送を行い、対策として広域水道からの緊急受水、また浄水設備の点検洗浄を行うとともに、何度も臨時水質検査を行い、飲料可能であるということを確認したところでございます。また、岡山県による竹谷ダム水の曝気、そして臭気の原因であるアオコの吸引作業等を行うとともに、根本的な策といたしまして、臭気の原因となるジェオスミンやメチルイソボルネオールの除去のために、使用可能なタンクを持っておりまして、それを活用しまして、活性炭ろ過装置の設置工事に着手をいたしました。このたび、その工事が完了したことになりましたので、今回から完全復旧という運びになりました。

今後は、ダム水の状況等を含め、日々しっかりと監視等を行い、今後も皆様方に安全・安心な水を御供給できますよう業務に当たっていきたくと思います。

なお、御質問の供給軒数でございますが、8月末現在で704軒であります。また、その供給エリアは、豊野、竹荘の一部、黒土、田土、湯山の一部でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

かいつまんだ経過は分かりましたし、私も関心があったので少しは知っておりますが。この経過に関してですけど、3か月もかかったというのは、どうしても私は解せないんですね。もう少し早く対応できたのではないか。町長は、もちろん水道水に対して町民への今おわびということもありましたが、なぜ3か月もかかったのか。多分それは恐らく課の職員は必死で努力はされたとは理解しておりますけども、なぜ3か月もかかったのか、ちょっとその点をもう少しつまびらかにしていただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

なぜ復旧まで3か月に要してしまったのかという御質問でございますが、復旧まで3か月に要してしまい、御利用者の方々には御不便おかけいたしましたことに対し深くおわび申し上げます。

長時間を要することになった理由でございますが、アオコが原因による臭気であることの分析から、浄水場設備の洗浄作業等の対応に1か月、アオコの吸引作業を行うとともに上竹浄水場設置の活性炭ろ過装置を移転した場合の臭気対策としての確実性及び費用の検討から契約に至るまで1か月、工事着手から完成まで1か月に要したためであります。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

通告書で言えば2番目ですけども、異臭の原因については、藻の一種であるアオコ、そ

れの生成するジェオスミンなどということは分かりましたが、私はこの竹谷浄水場が設置、稼働した2004年4月のときに、実は新しい膜ろ過ということについて3つの懸念を申し上げ、質問をしました。1つは、膜ろ過というのは、その当時最新鋭で、全国でも数例、多分50例ぐらいだったと思いますが、県下では3番目だったのです。まだ導入され始めて、いろいろ開発企業は宣伝しておりましたが、実績が乏しいということで、本当のろ過、きちんと水質保全是できるのかと、なぜ砂ろ過という、今まで従来行っていた緩速ろ過は採用しないのかということ質問しました。それから、この膜が、実は今回竹谷で採用されているのはポリプロピレンというものです。当時、同じ膜ろ過でも、セラミックがございました。ポリプロピレンには、当時環境ホルモンということが随分、これはシーア・コルボーンという人が「奪われし未来」ということで、フロリダの湖沼研究から明らかにした本が出回って、随分環境ホルモンの問題は言われておりました。そういうところで、ポリプロピレンから環境ホルモンの溶出はないのかということも質問しました。それから、ランニングコストはどうなのかということも質問しました。それに対しては、お答えは、浄水場の、最初の緩速ろ過、砂ろ過などをなぜ従業のようにしないのかと、実績のあるということも質問したら、その答えは、竹谷浄水場は敷地スペースが非常に狭くて、それをちょっと採用できないんだということでした。それから、膜については、岡山県は当時78市町村があつて、その3例目で非常に新しかったんですけども、水質のことですけども、クリプトスポリジウムという病原性微生物に対して非常に効果が高いということで、これはそのとおりだったと思います。ところが、今の水質について十分なことは、私はちょっと不安を感じておりましたので、それ以上はお答えがなかったわけですけども。それから、今回アオコの問題に行き着きます。そのときに、原水を、原水というのは竹谷ダムの貯水している水を前処理、曝気とか、原水を前処理するので、今のよう新しい装置でも問題ないというお答えでしたが、今回アオコ問題、20年近く、十七、八年、こういう問題は起きなかったわけですけども、アオコの発生ということが今回起きてしまって、ちょっとこの膜ろ過の弱点が出たというふうに思っております。それからついでに、ポリプロピレンの問題については、環境ホルモンは問題ないだろうと考えているという答弁でございました。

それから、膜の定期的なろ過について、失礼しました、定期的な洗浄については、少しランニングコストがかかるかもしれないというのが答えでございました。

アオコの発生というものは、この十七、八年間なかったわけですが、今回、町長冒頭の

挨拶の中で触れられました、水の不足、雨が7月19日から降らなかったんですけども、それがということでしたが、この間そういう問題、アオコの問題とか、それから曝気をするということで前処理をするから問題ないといった最初のことが、今回ってきていなかったというふうに考えざるを得ないわけですが、その点については、この何年間もやってきて、どのような監視なり対策なり、今回発生したということの前に十数年間このようなことが想定できなかったのか、その点についてお伺いをします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

今後の対策といたしまして、アオコの発生を抑制すること自体は、自然現象ということもあり、難しいと思われれます。曝気装置の運転ができていなかったことも原因の一つであると思われるため、岡山県において水質改善対策に着手するよう聞いております。また、ダム水への薬品投与も考えられましたが、飲料水であることを踏まえ、もしものときのことを想定いたしますと、使用することは難しいと考えます。そうしますと、浄水場の処理工程の中で、今回の工事で設置いたしました活性炭ろ過装置により臭気を除去することが問題解決の最善策と考えます。

次に、竹谷浄水場への膜ろ過装置の設置につきましては、一般細菌並びにクリプトスポリジウムを100%除去し、安定した水質を維持できるように設置されましたが、臭気についてはある程度除去はできるものの、今回のようなアオコの大量発生による臭気については想定外であったと思われれます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

アオコの除去の問題でありますけども、ダムの上に県の事務所があって、県がああ曝気装置を動かしているというふうに聞いておりますが、当然この数年間非常に天候が不順で、雨がたくさん降ったり、急に晴れが続いたりしてございましたけども、そういうふうな気象変動の中で、これは県へ聞かんと分かりませんが、町を通してそのようなことでアオコの発生等々、これは水道水、ダムから取っているのはここだけではないわけですか

らね、全国幾らでもあるわけですから、そのようなことが、なぜアオコの発生が今回急にこのような事態にまでなって、そのことに対する注意喚起とか曝気とか、それはどのようなことを生かす、そういう気象変動について対応をできなかったことは、なぜなのでしょうかね、その監視をしている事務所もあるのに。その点は、県と協議をしてもらわなければ困りますけども、そのあたり水道課はどのように認識しておられますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

お答えいたします。

県のほうの竹谷ダム管理事務所のほうへ問い合わせまして、曝気装置が今回入っていなかったことについて問合せをいたしました。

そのためお聞きしたのは、運転開始基準というものがマニュアルがございまして、運転開始時期は4月から10月末を標準とし、下記条件により運用する、水温上昇時に運転する、表層水温が20度以上になったときに運転するというふう聞いております。また、ダム水に臭気が発生したり、または発生すると予想されるとき、その他竹谷ダム管理所が必要と認めるときと聞いております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

その曝気装置の運転の基準があるということでしたが、もしそれで今回対処できなかったとしたら、これも県とも協議して、竹谷浄水場が膜ろ過を使う限り、完全に異臭を除去するためには原水をきちんとしなきゃいけないので、その点については、運転基準の検討も含めて、県とよく異臭等々が発生しないようお願いしたいと思います。

それから、今回の補正にも入っておりますけども、膜ろ過の膜の洗浄とかですが、この異臭除去に要した、3点目の質問ですけども、経費はどの程度総額でかかっているのか。特に、ちょっと町民からは、無償で給水車を置いておりましたし、それ以外にペットボトル、市販の浄水を供給するというか、1日3本でしたか、ということもやっておりましたけども、それ合わせて、個別に総額多分5,000万円とかじゃなくて、これにこれだ

け、物すごい細かくはいいですけども、少しの内訳を言いながら、総額がどれらいこの異臭除去についてかかったのかということをお尋ねします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

お答えいたします。

補正予算でお願いしておりますように、ミネラルウォーター代20万3,000円、アオコの吸引作業費165万円、水質検査料332万8,000円、活性炭ろ過装置の移転設置工事に4,410万6,000円、全体で4,928万7,000円の費用を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

県の曝気が少し遅れたとかということでしたけども、県に責任あるのかどうか分かりませんが、いずれにしても想定しなかった約5,000万円のお金が必要だったので、事前にきちんとアオコについても今後、アオコ以外の藻の発生もあるかもしれませんので、よく注意、監視をしていただきたいと思いますが、最後に少し。

今課長も触れられましたが、今後の対策、活性炭ということは今装置を新たにつけられておりますけども、今後アオコの発生を抑えられ、その曝気装置がそれも一つの効果を発揮すると思いますが、今後の対策は、今ちょっと少し触れられました活性炭のことも含めて、どのような具体的に対策を講じるのか、再度ちょっとお答えをいただきたいと思ます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

お答えいたします。

今後は、竹谷浄水場だけでなく、ダム水のほうの原水につきましても、厳重に確認して

いきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これは県のほうにもよく協議をされて、原水の管理をきちんとしていただきたい。町長もさっき触れられておりましたが、クリプトスポリジウムについては大変性能がいいということは、これも膜ろ過とし洗浄すればいいというのは分かっておりますが、その臭いについては完全に除去できないということですので、その点を十分踏まえて原水の管理、それから活性炭についてですけれども、今活性炭が新たに、新たにというか、活用をされてますが、活性炭の処理装置は、これは交換とか、そのままずっと使えるのか、活性炭処理について、ほぼこれは臭いが取れて、どれぐらいな対応ができるのか、ちょっとその点を最後にお答えをいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

今回の活性炭装置の追加によりまして、臭気については100%除去できるものと信じております。また今後、活性炭につきましては、今後の水質状況を見ながら再生、交換等を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

これは最後で、これは答弁結構ですが、町長も触れられましたように、健康への被害はないというのが、健康づくり財団の判定なようでした。臭いについてもいろいろお聞きしますと、あまり感じなかったという人が、場所とか家によって、人によっても違うようですし、それから蛇口をひねったらすぐ臭いをする人とか、それからお風呂を沸かしたときにすごいカビ臭がするんだと、様々でございましたが、いずれにしても健康への特にの被害というのはなかったように聞いておりますので、健康被害はなかったからいいという問題ではなくて、やっぱり水道法があって、上水の基準もありますので、その点をしっかり

していただきたいと、管理をしていただきたいと、このように思います。

膜ろ過については、これを交換というか、装置全体を変えろというわけにはいかないの
で、今後ともメーカーとも十分協議しながら、膜ろ過装置の機能が発揮できるように、十
分なこれも管理をしていただきたいと、このように思いまして、竹谷浄水場の異臭問題に
ついては終わりたいと思います。

続いて、水道老朽管の現状及び更新ですけれども、これを質問したときからいえば、既に
10年以上前から全国的に水道管の老朽化という大変大きな課題になっています。特に、
水道管は、おおむね地中に埋設されているので、多額の経費を要すると。大体水道事業
は、各市町村、大きな自治体もありますし、小さな自治体もあって、そういう財政負担が
かなり厳しいいうことでした。そういう意味で、短期にやるということが難しいので、長
期的な計画が必要だということは、これは必然でございますが、それについての現状と見
通しですけれども、現在更新の必要な老朽管の割合です。これは管はいろいろな材質ででき
ておりますけれども、大体いろんなものを見ますと、材質によって、あるいはその使用する
環境によって40年から60年ぐらいの耐用年数があるとされておりますが、現在町で更
新の必要な老朽管は、割合がどの程度なんでしょうか。

○議長（難波武志君）

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

お答えいたします。

更新の必要な老朽管の割合についてでございますが、配水管の主な材質では、硬質塩化
ビニール管、ダクタイル鋳鉄管等がありますが、その更新基準の法定耐用年数は40年と
なっております。

町内の送水管、配水管総延長は54万5,976メートルで、そのうち今年度8月現在
で法定耐用年数を超えた延長は3万4,062メートルとなっております。総延長の約
6.2%が法定耐用年数を経過した延長となっております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

老朽管が結構残っているということですが、予算を見ますと、大体2,000万円前後

あたり毎年老朽管の更新に充てているようでございますが、もちろんこれは2,000万円あったら2,000万円分同じ距離だけ進むというわけには多分、その形状、土地の地形とか、場所によってはいかないと思うんですが、さっきの更新化率、また更新が必要な耐用年数を超えたものを完了するのに大体何年、この2,000万円でいくと到底かなり先だと思うんですが、何年ぐらいを予定想定してるのか、また財政的には全部更新したら、次のがまた来ますけど、それは抜きにして、現在の耐用年数が来てる老朽管の更新の年数と財政的にはどれぐらいを見積もってるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

お答えいたします。

更新計画と見通しについてでございますが、今後人口減少とともに水の需要も減っていくと想定され、料金収入につきましても、料金収入減少により水道事業運営も厳しくなっております。生活ライフラインとして水の安定供給に向け水道施設の維持は必須であり、経年劣化等による漏水が多発する配水管路について順次更新を行い、不慮の災害時等におきましても水道水の安定供給ができるよう努めております。

老朽管の更新は、漏水が多発する配水管路の更新を目的としており、耐用年数を経過した配水管であっても先送りする等、漏水の発生状況を踏まえ更新計画を立てていきたいと思っております。また財政的には、災害時等の緊急時を除き、急激な財政支出を伴わないよう毎年一定規模の予算を確保し、町民の方が生活していく上で最も重要であるライフラインとしての水道施設の更新に終わりはないと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

更新、なるほど答弁をいただきましたが、質問したのは、緊急に漏水があったりしたことも含めて更新していくとしたら、不確実なところもありますが、漏水が思わぬところへ出てくるので、それも見込んで、あと何年ぐらいで更新が完了するのかというのをお尋ねしたんですけども、そこを分からなければ分からないでいいですけども、それをお答え願

いたいのと、財政的にも数字は出ませんでしたけども、かつて私が七、八年、10年近く前ですが、県も含めた水道ビジョンというものを、これ全部読み込むんじゃないんですけど、いただきました。長期的な水道ビジョンというものについて、今県も含めた、何か町のビジョンというものは策定されているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

更新がいつ終わるのかという御質問でありますけれども、これにつきましては、今手持ちの資料では持っておりません。後ほど御回答をさせていただきたいと思います。また、水道ビジョンにつきましても、これにつきましても策定はできないと思われま

以上でございます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

一問一答だから答弁漏れは言わなくてもいいんですけど、更新年限が未定ということは、財政的にもまだそれが積算できていない、分からないということでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

高森水道課長。

○水道課長（高森 学君）

お答えいたします。

そのとおりでございます。今の資料ではお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

いずれにしても、水道の問題については異臭の発生、安定で、きちんとした水道水の供給とともに、それを送る配水管路についても、一気に財政的な問題もできませんので、今後そのようなビジョンを立てられて、長期的な安定供給に向けた対処をぜひとも取ってい

ただきたいということを要望しておきます。

次の質問をさせていただきます。

これは、吉備高原都市の活性化についてでございます、これは先ほど同僚議員もいろいろ質問もありましたので重なる部分もありますが。

私が見るところ、先回も言いましたが、スーパーシティーへの応募、これは12月になったという、採択をするかしないかですね、なったということをしておりますけども、それ以外にイノベーションヒルズ構想とか、私が時々吉備高原都市へ行きますと、住区の住宅、東西住区を中心に、私から見ると、堅調な建築というか、新築ができてるように感じます。今、吉備高原都市は非常に大きなイメージでいくと、凍結されていたものが少しずつ、いろんな要素があるんですけども、もちろん議会から執行部の努力もあって、様々なシンポジウムもして、首都移転とか、少しずつその助走の助が始まったのではないかと、いう予感が私はするわけです。これは、うまく住みやすい町にしておくためには、これから議会、執行部の腕の見せどころだと思うんですけども、そういう将来を少し構想して、次につなげていくということではちょっと質問をさせていただきますけども、先日見られておったと思いますが、吉備高原都市は日本で一番安定している地盤だと言われて、大体3,000万年とか4,000万年、3,400万年という説が一般的になっておりましたし、首都移転の中にもそのように書かれておりますが、先日岡大の研究グループが、実は3,000万年の3倍もするような1億1,000万年前から地殻変動がないという新たなデータを発表しております。

こうした安定地盤があるということの研究成果をさらに活用して、この前9月1日の関東大震災のメモリアルの日がありますけども、そこでも新聞報道がありましたように、今東京、首都直下型の地震ということもかなりの確率で高まってきているということあります。我々も、執行部一体となって、首都移転ということをアピールしてるわけですけども、いきなり霞ヶ関、国会、省庁が全部移転するというのは難しいことではございますが、そのうち特にその重要な、国家として保存が必要なデータについての機能を一部移転していくというようなことを私は現実的ではないかと。国会とか省庁を全部移転するというのはなかなか難しいと思うんですが、そういう重要データについての移転をまず始めるというようなことを強くアピールするべきではないかと、先ほど1億1,000万年の安定地盤ということも含めてということではちょっと思いますので、この点について、町長も首都機能の移転ということはずっとトップセールスもしてくださってますので、この点につい

ての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、山崎議員の吉備高原都市の活性化についてでございますが、思われるように、吉備中央町が、このような全国的に見ても本当に大変安全な強固な地盤であるということが、大きな私はメリットだと思います。また、そのメリットを生かさなければならぬと思っています。

言われたとおり、これまでの研究では、日本列島がアジア大陸と陸続きであったと。そのときの約3,400万年前の地層がずっと続いているということを地質学者の方が言われております。それだけでも、本当に安全な場所だと思っています。それは、吉備高原という広い範囲です。その中でも、我々がある町、吉備中央町は活断層が全くないという、それにプラスアルファのメリットがございます。そして、今回は岡山大学の研究グループが、さらに1億1,000万年の間内部でねじれたりゆがんだりせず一枚岩で安定した状態がずっと続けられていた場所ですよということを新聞で読ませていただきました。まさに、恐竜の全盛時代からずっと安定した地盤が続いているということでございます。大変心強い記事だと思っています。

このような事実を基に、今まで町では首都移転フォーラムの開催や作家の高嶋哲夫先生と共同して1冊の本「首都岡山 新しい日本の形」という本を作製し、メディアの方にそれを周知し、PRもしていただきました。また今後、その冊子については、国会議員全て、700名以上おられます、この方々に1冊ずつ渡す準備を今しております。

そのように、取りあえずこのように安全・安心な町、吉備中央町を知っていただくことが大事だと思っています。そしてその中で、今東京一極集中が叫ばれております、その弊害が。それは、地方創生を本当にさせないといえますか、やりにくくなってる、この現象でございます。私は、このような地道な活動から、東京一極集中を逆の方向、地方に人を向かう、金も流れる、そういうふうな取組をぜひやっていきたいと思っています。そうした中で、議員言われるように、データセンター、これは本当にいい案件だと思って、実は国のほうが大きなデータセンターは5地区、それからそれよりもちょっと小さいのを考えておられる。そのようなことで、今後も吉備中央町のよさをそれぞれの方に説明していこ

うと思っております。いずれにいたしましても、これは仲間をつくる必要がございます。ですから、県下には民間の会社の方々もこういうような行動をされてます。一緒に手を取って、岡山からこの安全な地盤、吉備高原というのPRしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

町長も、首都機能とか、そういうことを、吉備高原都市の移転については多分誰よりも頑張っていらっしゃると私思っておりますが、様々ないいデータというか、吉備高原都市の有利なデータが出ておりますし、それからもし仮にスーパーシティー構想が31都市、どうも競い合ってるという状況なようですけども、内閣府では、それがもしうまく、仮にですよ、いかなくても、様々な大きな企業やこの町を、失礼しました、この地域、国を引っ張っていくような方の人脈ができて、吉備高原都市、吉備中央町を知っていただくということは既に成果は出てると思うんですね。そういう方にぜひとも働きかけて、首都機能、特にデータセンターであるとかというもの、別にそこにこだわりませんけども、首都機能の一部移転ということについては、この安定な地盤に持ってくるのが一番いいと、ベストだということをこれからもアピールしていただきたいと、このように思います。

そういうことをするためには、次の質問の吉備新線、県道72号線でありますけども、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたように、今伐採をやっておりますが、現在空港付近の北区三和というところから国少の四つ角まで約1.6キロ区間は片側1車線ですが、この区間の4車線化、つまり空港も含めて、岡山から吉備中央町まで全線4車線化ということについて、これは何かできない、財政的なことはもちろんありますけども、交通量とか、そういうものについての何か要件というのはどのようなことになっているんでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

5番、山崎誠議員の御質問にお答えさせていただきます。

吉備新線の全線4車線化におきます交通量の4車線の条件についてございますが、岡山県のほうに確認したところ、通行量が1日平均約9,000台の通行車両が必要であると

のことです。ちなみに、現在の通行量につきましては1日4,000台、これは平成27年の交通量調査の数字でありますけど、と出ております。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

4,000台というのが現状で、9,000台の約半分しか今ないんですが、日本は今大きな、今の経済が下がりぎみと、国の大きな変換転換点にある。そういうことで、将来先行投資的に、県も単に交通量だけではなくて、新しい都市づくりを、県下の都市づくりを吉備中央町で始めるというふうな認識を持っていただいて、交通量だけではない、その先行投資の意味も含めて、ぜひとも4車線化に向けた、これから協議を進めていただきたいと思いますし、そういうことを研究したり、広い意味で国土の発展という意味から、期成会ですね、単に道路をつくれつくれというのぼり旗だけでなく、そういう広い意味での研究する期成会をそろそろ設けること、今設けてくれとは、設けることを検討する、そういう時期に来ているのではないかと、このように思いますが、この点町長はどのような御認識でしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

もともと吉備新線についての期成会というのは、あるのはあったんですが、岡山市があのようにならなるときのときに離れられまして、解散したような状況でございます。ただ、今言われたように、道も併せて吉備高原都市のまちづくりのような期成会、私は本当にあるべきだと思ってます。道に関して言えば、岡山市と吉備中央町にまたがるんですが、だけでなく、あそこを通られる高梁市さん、新見市さん、真庭市さん共々入っていただいて、その期成会をつくるのも一つの案かなというように今は思ってます。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

この質問についての私の意見だけ少し申し上げておきますが、いろいろこれまだ粗削り

で、ちょっと思いつきのレベルなんですけど、この国のまちづくり、この地域のまちづくりについて、一般的に町の活性化と言ってきましたけど、具体的に私は、時代の転換期で、一つのモデル、どういうモデルかと言うと、22世紀のふるさとだということも示唆していますが、文明先進国というのはエネルギーの自給、食糧の自給、文化、こういうものがなければいけないと思ってます。そうすると、吉備中央町は非常に古いというか、農業をしている部分があります。吉備高原都市があります。これを全国のモデルとして、新しい最先端もあります。食糧自給もできます。今エネルギーは、町長もこれを随分御努力されている太陽光等もあります。こういうことの日本の新しい町のモデルとしてそういうことをイメージしながら、そういうことも期成会でも話をしながら、日本をリードするまちづくりを、これはちょっと思いつきなんで、十分検討もしておりませんし、私の頭でするので分からないところもありますけども、日本の新しいまちづくりのモデルということも踏まえて、道路の4車線化とかを考えていただければいいかなと思います。それで、ちょっと意見として述べておきます。

最後に、ヤングケアラーの問題でございます。

近年、この二、三年ですけども、小・中・高のような学校に通いながら、日常的に親等々、高齢者、病気の方、それから障害のある方の介護、そういう家事を担うケアラーで、特に18歳未満の人をヤングケアラーということですけども、深刻な社会問題となっています。

国の調査というのは、御承知のように、文科省とそれから厚労省が今年の12月からこの2月まで連携して調査をした数値が4月に発表されましたが、そのうち全国的には中学生の5.7%、高校生の4.1%がこういうヤングケアラーの環境というか、状況に陥っているということでした。これはなかなかプライバシーの問題があって表面化しないし、そもそも中学生だと、社会的にアクセスするという方法も知らない。より水面下で分からないというような状況があると思うんですけども、このような非常に厳しい現状にある御家庭、その若い子供たち、将来本当に作用しかねない環境という中で、現在町内に先ほどの定義のようなヤングケアラーの状況にある児童・生徒はいるのかどうか、まず質問をしたいと思います。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

5番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

町独自の実態調査は現時点では実施できておりませんが、ヤングケアラーに関する相談については、子供を虐待などから守る地域のネットワークである要保護児童対策地域協議会において、小・中学校、保育所、児童相談所などからの相談や情報提供により実態を把握しております。現在、本協議会に登録されている要保護児童の中には、ヤングケアラーである可能性も視野に入れ支援を行っているケースもあります。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

注意を払っているということでしたけども、現在その注意を払って様々な現行の機関でやってることで、そういうヤングケアラーと思われる人は、実際に吉備中央町ではそういう状況の方はいらっしゃるのでしょうか、いらっしゃらないのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を求めます。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

先ほども申しましたが、要保護児童対策地域協議会の中で登録されている児童の中に、また学校からの連絡により見守りを行っている児童の中に、ヤングケアラーである可能性も視野に入れて支援を行っている方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

なかなかストレートには言いにくい問題でもあろうかと思いますが、2番目に、今の支援を行ってる状態だったというのは、具体的にそういう可能性のある方には、今どのような支援を実際には行っているのでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

お答えいたします。

家族に要介護者などがある場合には、その介護、世話などの実態を踏まえた上で、介護保険サービス、障害福祉サービスなどの適切な支援につなげていくよう、高齢者福祉、障害福祉部局などの関係部署と連携を強化し、必要に応じてケース会議を開催し、情報共有や支援の調整を行っています。また、若い兄弟のケアをする場合もありますが、その場合、公的サービスで補えない部分の課題があり、紹介できるサービスの不足など、十分に支援を行うことが難しい状況です。現在は、独り親家庭への経済的な支援や保育所の入所等の検討など、保護者に生活実態を聞きながら、必要な支援を行っています。今後は、小・中学校や高校、さらに警察や児童相談所などの関係機関や民生委員、指導委員、愛育委員などの地域の皆様との連携を強化していきたいと考えております。

いち早く支援につなげるためにも、町民一人一人の福祉意識や気軽に話し合える地域のつながりなど、社会全体で取り組んでいくべきものと認識しております。また、ファミリー・サポート・センターなどのサービスの拡充なども必要であると考えております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

現行、支援をできるだけやっているというような現状というふうに受け止めました。

3番目の今後のことをございますけども、2つ今の答弁も聞いても思いますが、1つは、ヤングケアラーという方は、社会性というかを、社会的にまだ成熟していないから、行政は何をやっているのかということを知らない、特に中学生レベルですとね、分からない。そういうことの発見を、お役所仕事ではなくて、様々な窓口といいたいでしょうか、近隣の住民であるとか、特に学校との連携は必要だと思います。よく言えますが、居眠りをよくしてるとか、それから何か体調がいつも優れないとか、そういう学校との連携をして、1つはヤングケアラーという、社会の窓を知らない人を発見することが第1。先ほど答弁がありましたように、公的な支援ができない部分もあるということで、公的な支援をする必要がある。先日、9日ですけども、総社市が全国4例目で、ケアの支援条例というものをつくったそうでございます。

まず、町長にこれもお聞きしますが、支援条例、今すぐではありませんが、少しそういう実態が見えてきているならば、支援条例についてはどのようにお考えか、ちょっと順番を書いてませんが、そのことを御見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も、他市でそのような制定がされたのを承知しております。

振り返って、吉備中央町はと言いますと、まだのその検討には至っておりませんが、その状況、必要性をよく鑑みて、しっかりと研究というか、検討をしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

必要に応じて、そういう条例制定も考えていきたいということ、先ほど保健課長のほうから、今様々な関係機関を通じてやってるということでしたけども、これは今一本化された、いわゆる相談窓口、支援窓口のような形に一本化されてなってるんでしょうか。どっかに相談すれば、すぐそれが関係機関に伝わるというような仕組みになってるんですか。もしなっていなかったら、そういう相談窓口、支援窓口を早急に持ったほうがいいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

ヤングケアラーに関して、独自のそういった相談窓口を現在は設けてはおりません。しかし、先ほども申しましたように、要保護児童対策地域協議会において、そちらのほうで発見をされた場合は連絡が入るようになっておりますので、そちらで連携をとりながら対応をさせていただいてるところでございます。

○5番（山崎 誠君）

もうすぐ終わります。

○議長（難波武志君）

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

相談窓口も充実してしたものにしていただきたいのと、特に未来を奪われることないように、希望の光を届けるように、行政もぜひとも努力をして、配慮していただきたいと、このように思いまして、私の質問を終わります。

○議長（難波武志君）

これで山崎誠君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから11時10分まで休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

8番、黒田です。

議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従いまして、今回は大きく分けまして3項目の質問を行わせていただきたいと思います。それぞれ通告書の要旨の順番に従いまして質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナ対策についてをお尋ねをしますが、その前に今回のワクチンの集団接種に際しましては、御協力いただきました全ての関係者の皆さん方、本当にありがとうございました。まだまだ収束には遠く、道半ばではありますけれども、今後は場合によっては3回目の接種も今既に話題に上がってきております。その中でも、まずは御協力いただいた関係者皆さんの御努力と併せてワクチン接種を受けてくださった皆さんの御協力に対して心より敬意と感謝を申し上げます。

では、質問に入りたいと思います。

今回、この通告書を出す時期にはまだでありましたけれども、先日より告知放送で個別接種の案内が始まっておりますけれども、改めてここでお尋ねをしたいと思います。

ワクチン接種の集団接種以降、個別接種に移行すると聞いておりますが、個別接種の期間、申込先、あるいは予約方法など、どのような形で実施をされていくのか、お尋ねしたいと思います。またあわせて、接種可能医療機関は、町内外を含めて、どこが指定さ

れているのか、どこで対応していただけるのか、そのあたりを御回答いただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

町では、今後まだ接種を受けられていない方を対象に、医療機関での個別接種を行います。個別接種の期間は、現在までに町が確保しているワクチンの使用期限が11月末となっていることから、11月末を一旦の区切りと考えています。しかし、現在国が定めていますワクチン接種の期間は令和4年2月28日までとなっており、11月末以降も接種を行うため、新たなワクチンの確保、また接種体制の確保、調整に努めているところです。

町内では、吉備高原ルミエール病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター、賀陽クリニック、木戸医院を個別接種実施医療機関としています。

予約方法は電話予約のみで、吉備高原医療リハビリテーションセンターは町コールセンターで、その他の医療機関は直接病院での予約受付となっています。

町外でのワクチン接種は、岡山県内の医療機関でワクチン接種を行っている医療機関であれば、どこでも接種を受けることができます。具体的な医療機関につきましては、各自治体のホームページ、コールセンター、または厚生労働省が運営するコロナワクチンナビと呼ばれるウェブサイトなどで御確認をくださればと思います。

町内町外を問わず、予約受付時間、接種日や接種時間などの個別実施体制は、医療機関によって異なります。町内の医療機関での接種については、広報紙や告知放送、また町ホームページでより詳しくお知らせをいたしますが、御不明な点につきましては、吉備中央町新型コロナワクチン接種コールセンター、または保健課までお問合せくださればと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ただいまの保健課長の答弁では、それぞれ町内でも各医療機関によって接種ができるという御説明でありました。ただ、今施設名をお聞きした中で、私ごとでありますけども、加茂川エリアでの医療機関が現状ではないというふうにちょっと感じたところであります。

れども、例えば加茂川エリアの皆さん方が近隣の市町村、自治体で、先ほどの説明では、県内どちらでも受けられるということでありましたので、例えば岡山市さんのほうで接種をしたいといった場合には、先ほどの説明では、その接種先の医療機関に連絡を取って予約を取るというお話でありました。そのとき、ちょっとどうなのかというのを教えていただきたいんですけど、取った先は当然接種の状況は分かるんですけども、よそで受けましたよっていうのを改めて吉備中央町に報告をしなければいけないのかどうか、このあたりを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

町外での接種についてですけれども、町への届出は必要がありません。現在お配りしております吉備中央町の接種券により予約申込みをしていただき、接種をしていただきますと、町のほうに接種の記録が来るようになっております。

町外での接種を御希望の方につきましては、医療機関、その属する自治体のコールセンターへお問合せをいただければと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

分かりました。

町への報告は不要ということで、それぞれ各個人において希望する医療機関のほうへ連絡を取って、予約をしていくことは理解をいたしました。

それでは、次に小さい2番目の質問といたしまして、今回の新型コロナにおいては、既に町内でも複数の方が罹患されまして、残念ながら自宅療養をされている方もいらっしゃるようにお聞きします。今後、今回都市部のほうで第5波においては非常に爆発的な感染が発生しました。この発生は、岡山県でも人ごとではないというのは、皆さん方それぞれ感じられてるところだと思います。今後、第6波として非常に大きな爆発的感染が起きた際に、この吉備中央町で、あるいは吉備中央町近隣で、そういうことが起きた場合には、町内でも多くの住民の皆さん方が、場合によっては、宿泊施設は収容されず、自宅療養となる可能性は、これは否定できないところだと思います。その際には、多くの感染者が町内での自宅療養の該当となり、場合によりましては、食料品など生活用品の購入、あるいは医

薬品の買い求め等々ができなくなる場合が想定されます。こういう場合においては、吉備中央町、この町として、行政として、何らかの支援策を検討されるのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

感染者の支援についての御質問ですが、町内在住の方が感染された場合、県から町へ入る情報は、感染者の年代、性別、職業のみであり、個人を特定する情報は入ってこないのが現状です。したがって、感染者の支援につきましては、保健所との協議の上、保健所から依頼のあったことにつきまして、町としてできる支援をしていきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

現状においては、岡山県の場合は保健所からの連絡情報に各自治体は乗っていると。それも、個人情報保護の観点から、なかなか全てのものはこちらほうへ届いてこないということは理解いたします。

このあたりは、ただこれは都市部の話になってまいりますけれども、現状では都市部、けれども厚生労働省は、今年になりますけれども、8月25日に市町村が自宅療養者に食料品や生活必需品の提供などの生活支援を行えるように、この場合は個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の利用及び提供制限の例外の規定というふうに通告書を出しております。ですから、今後は爆発的感染があっても自宅療養をそれぞれの御家庭でしなければならないといったときには、当然これは今の保健所だけではシステム上なかなか人員の確保もできず、療養者の皆さん方に対応することは無理だと、これも国が認めてるということでもあります。ですから、こういうことが起きてはならないわけではありますけれども、仮にそういうことが起きることも想定の中には入れておかないと、いざそういった第6波が来たときに、それも岡山県が中心だったというのが仮になったとすれば、とても慌てることになろうかと思しますので、ぜひそういったことも含めおきながら、もしもそういうふうなことになって、そして県からも個人情報が提供されて、吉備中

央のほうで何とか生活支援をやってほしいと仮に言われたのであれば、じゃあどういふような体制を行政としては取っていくのか。このあたりは、今ちょっと落ち着いている、この段階だからこそ皆さん方の執行部の中で検討をしておかれるべきかと思いますので、ぜひそのあたりは、国の動向も、あるいは県の動向も注視しながら検討していただきたいと思いますが、これについて回答、それとも回答はやるかやらんかだけのあたり、回答はちょっと、町長、していただけますか。はい、ぜひ。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

家庭での待機というか、療養、私は、あれは反対でございます。できれば、医療機関で診てもらおうというのが筋だろうと思います。しかしながら、そのようなことも確かに想定しておかないと駄目です。6波は分かりません。6波が来ないように、皆さん、私は努めてワクチンを打ってくださいということを推奨しております。そうした中で、6波が来て、そのような事態になったら、当然そういう情報も町のほうにいただいたら、町民の生活を守ると、生命守るという行動を取りたいと思います。そのことは、前もって役場内でもそのやり方等は検討しとくべきだと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

有事に際して、ぜひ平時から取組をしておいていただきたいと思います。

ちょっと蛇足になるんですけど、他の自治体、特に東京都においては、今回大きな感染が広がったわけなんですけども、その東京都の区ではなくて、近隣の自治体では、血中酸素を計るパルスオキシメーターですかね、これが本来は都が貸与していくわけなんですけども、それが間に合わないと。それが間に合わない中で自宅療養を強要される。その中で、非常に体調を崩されていく。そして、気がついたときには自宅の中で残念ながらお亡くなりになっていると。こういう本当に悲しい連鎖が起きてるのも、これも現実であります。ぜひそれに備えてパルスオキシメーターを買いそろえるというのはなかなか難しいかも分かりませんが、そういうことも視野に入れながら、吉備中央町としては住民の安全を守っていくという観点から、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思いま

す。

では次に、3番目の質問といたしまして、教育現場でのお話をお尋ねしたいと思います。

教育・保育現場において、生徒・児童に感染者が発生した場合には、あるいはその保護者の御家族の方が感染者となった場合への対策、これはどのような流れになるのかをお尋ねしたいと思います。

そしてまたあわせて、その折に例えば判断として休校を行うとか、それから学年の閉鎖というものを仮に行うとすれば、その基準というものはどういう段階でそういった休校、あるいは学年閉鎖に入っていくのか、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

8番、黒田議員の御質問にお答えいたします。

教職員、児童・生徒、保護者、家族が新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合には、文部科学省及び県教育委員会が示す対応マニュアルに沿って対応させていただいておりまして、各学校へも通知を行っているところでございます。現在のまん延防止等重点措置期間において、吉備中央町は措置区域を外れてはおりますけれども、国、県の基準に沿って、本人及び同居の家族等が感染している、また発熱やせきがあるなどの風邪の症状がある場合には、登校させないこととしております。また、休校、学年閉鎖等の基準につきましても同様に国、県の基準に従い、判断することを基本としております。

現在の状況では、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置、こういった場合には、同一の学級において複数の感染者が発生した場合、または感染者1名が判明し、複数の濃厚接触者、あるいは風邪症状のある者がいる場合には、状況により、学級閉鎖を判断することとしており、学級閉鎖は1週間程度が目安とされています。また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学年閉鎖にすることとしております。そして、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学校全体の臨時休業を実施するなどの原則がございまして、いずれにしましても、保健所からの支持をいただきながら対応することにいたしております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

このあたりは、国あるいは県の判断基準を、これを準用しながら、それぞれの学校現場、あるいは教育委員会、あるいは行政と相談しながら進めていってくださるんだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ1つだけ、今の国、県の基準に沿うというのは、これは本当に大事なことなんですけども、これもよそのことを言っただけですけども、多分今流れとしては、場合によっては教育委員会の判断で、これは保健所を通じなくても、今の休校、あるいは学年閉鎖ができるというふうにもなってるようにお聞きしますので、そのあたりをぜひ時を逸しないように判断を下していただきたいと思います。

今のようなことが現実には絶対あってはならないことですし、あるべき話じゃないんですけども、またこれも想定の話でしかちょっと言いようがないんですけども、例えば小学校の子供さんが感染をして、例えば自宅療養になった場合、その看病のために例えば保護者の方が職場を休業した場合、この際には、今雇用者もしくは労働者が申請ができる小学校休業等対応助成金支援金っていうものがあるというふうにお聞きしますけども、このあたり、もし行政のほうで情報をつかんでいるようであれば、分かる範囲で結構ですので、お教えいただければありがたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

小学校休業等対応助成金支援金についてですが、支給対象者は、子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し有給休暇を取得させた事業主、また委託を受けて個人で仕事をする方です。対象は、新型コロナウイルス感染症への対応としてガイドライン等に基づき臨時休業などをした小学校などに通う子供、または新型コロナウイルスに感染した子供などです。申請等詳細につきましては、国の小学校休業等対応助成金支援金コールセンターまたは保健課へお問合せくださればと思います。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

小さな助成金、あるいは支援金のお話になりますけど、担当課の方は、こういう小さなところまで情報を持っておられる。本当に感心するところでもありますけども、ぜひそういった情報を、ちなみに今後、今の雇用者の皆さん方、あるいは保護者の皆さん方、このあたりに周知をどのような形で行っていかれるのか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

周知についてですが、今後町ホームページや広報紙等によりお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

しっかり周知をしていただきたいと思います。

私がちょっと心配するのは、今のような本当に小さな助成金、あるいは支援金、こういったものがほかにはないのかどうか。実は、今回の支援金でも、私もいろいろ今回の一般質問をする中でちょっと調べてた中で、ああこんなもあるんだという、逆に私も気づかされたような形です。私自身は、残念ながら知りませんでした。

多分、町民の皆さん方も、そういった面ではなかなかそう情報をつかんでないと思いますので、こういったコロナ対策に対する国の助成金、あるいは支援金、こういったものは、ぜひ行政の皆さん方それぞれの各部門においては、担当課においては、担当のエリアの助成金とか補助金を多分しっかりとそれぞれの担当課の皆さん方は御存じだと思います。けれども、以外のところの情報というのなかなかつかみ切れませんので、このあたりはぜひ全体的にまとめていただいて、町民の皆さん方に届けていただけるように努力をしていただきたいと思います。

本当に心配するのは、権利がありながらその情報を知らないから、その受給が時期を逸してしまったということが非常にそれは残念なことになりますので、そのあたりは行政の皆さん方、住民の皆さん方の立場になってなった状態でぜひ配慮していただきたいと思います。ここは要請になりますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

では次に、4番なのですが、通告書にちょっと休校・学年閉鎖と書いておりますけども、これごめんなさい、学級・学年閉鎖なんです。休校のときに通学というのは関係ないと思うんで、ごめんなさい。これは、ちょっと私の間違いでしたけど。

先ほど教育長が言われたように、学級閉鎖、あるいは学年閉鎖に仮になったときには、その際には分散登校であるとか、学業の時間短縮、あるいは部活の縮小などのこういったものは、先ほどの対策の中の一つとして執り行うのかどうか、このあたりをお尋ねするのと、あわせて遠隔授業におけるタブレットの利用、あるいは活用計画、これはどのように現状ではなっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

学校の学年閉鎖、学級閉鎖等々につきましてでございますが、状況によっていろんな場面が出てくるかと思えます。その場面場面によって、登校前、事前に休業や学級閉鎖が判明した場合には、緊急の場合でも保護者へ連絡できる方法として活用しておりますメール、これで発信する体制を整えております。それによりお知らせをしております。

また、登校後に休業や学級閉鎖などを行う必要が生じた場合には、同様の方法で保護者へ伝えるメールですね、これで伝えるとともに、スクールバスの手配も行っているところでございます。

部活動については、現在も引き続き公式な大会や演奏会等が控えている部以外については部活動を行わないということとしております。

次に、遠隔授業やタブレットの利用についてでございますが、今年度1学期から夏休みにかけて、家庭のWi-Fi環境の状態調査、これをしっかりといたしまして、実際に持ち帰り、動きを確認するといった動態調査を行うなど、各学校で準備が進んでいるところであります。現在も厳しい状況ではありますが、町内で連続して感染者が出るなどの状態ではない中では、感染症対策を十分に行いながら、児童・生徒の発達段階では重要であります集団の中での学びの時間を可能な限り得られるように、対面授業と、そしてタブレットを効果的に活用した授業を継続していく予定にしております。今後も、休業などの登校が制限される場合には、タブレットを利用した学習などを行うことで、できる限り学習に不利益が生じないよう努めていくところでございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

本当にそれぞれ対策を取られておることで、本当にありがたいことです。

今、教育長のお話の中にも若干あったんですけども、タブレットの利用が御家庭でできるかどうかの確認をされたということですので、ちょっと5番のほうへ入っていきたいと思いますけど、このことについては、全児童・生徒の自宅での通信環境、これは整っているのかどうか。これについてお聞かせください。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

自宅でのWi-Fi環境についてでございますが、御家庭の御都合や個々の御事情を除き、ほぼ全ての御家庭に整備をされています。

まだ整備されていない御家庭には、町のインターネット環境整備補助事業の補助金、失礼しました、インターネット環境整備補助金事業の紹介を行うなど、各校で丁寧に説明をさせていただいています。そうした中、整備されていない家庭には、学習内容のプリントの配布などでの対応を行っているところでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

環境によって学習のほうに差が出ないように、そのあたりをしっかりと配慮いただきたいと思います。

次に、6番目といたしまして、例えば保護者の方や本人の要望、どうしても感染が怖くて行けないとか、何らかの理由によって学校を休むというふうに判断を個人あるいはその保護者がされた場合は、その児童・生徒に対する対応、これはどのようにしていくのかをお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えします。

感染症に対する不安から欠席する児童・生徒については、文部科学省の対応ガイドラインに示されている学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置として扱い、いわゆる欠席としておりません。また、こうした不安から出席停止を行っている児童・生徒には、保護者を含めて、定期的な声かけや授業内容のプリントなどを作成し、学習の機会も維持しているところでございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今回のコロナが児童・生徒に及ぼす影響というのは計り知れないものがあると思いますけども、そういったものが今後の彼ら、彼女たちの将来に影響が極力及ばないように、ぜひ教育委員会のほうでも丁寧な形で対応していただきたいと思います。

では、続きまして大きい質問の2番に入ってまいりたいと思います。

この次の大きい質問というのは、町道の維持管理についてお尋ねするわけなんですけれども、これは前回の定例会におきましても同僚議員が同様の質問を行っております。そして、先ほども同僚議員のお話の中にも若干この支障木の話が出てまいりました。このように、定例会のたびにこの案件が出てくるということは、我が町にとりましては非常に重要な問題でありますので、今回改めて質問をさせていただきたいと思います。

現在、集落における人口減少、あるいは高齢化に伴いまして、集落間を結ぶ町道の維持管理ができなくなってきております。特に、草刈りについては、各自治体に、あるいは自治会においてそれぞれ本当に頑張ってはもらっているところではありますが、それも現在限界が近づいているのではないかなと、私自身思っております。特に、のり面の草刈りの場合、草刈り機の手届き部分は本当に皆さん方は丁寧に刈ってくださっておりますけれども、その届かない上の部分、この部分が刈れないために、現在緑のトンネル状態になっている箇所も徐々に増え始めております。このために、普通車は通れますけれども、緊急時において本当に命や財産を守るための救急車、あるいは消防車などの緊急車両、あるいは生活を守るためのパッカー車やバキュームカーなどの衛生車両が通れなくなる可能性

があります。そこで、町の交通支障木伐採除去事業の補助金っていうのがありますけども、それを活用して住民で伐採をしたいんですけども、手が届かない部分については地域住民としてはなかなか手が出ない。そこで、専用の機械を利用した支障木の伐採を専門の業者に委託をするとすれば、今度は委託経費の3分の1は地元負担となりますため、先ほど冒頭言ったように、そうでなくても人口減少、あるいは高齢化に苦しむ小規模集落にとりましては、その伐採費用の捻出はなかなか難しいというのが現在の実情かと思えます。そういった状況の中で、今後の町道の維持管理を行政としてどのように考えられて行っていくのか、このあたりをお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（難波武志君）

高見建設課長。

○建設課長（高見知之君）

8番、黒田員米議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、集落の高齢化や人口減少に伴い、従来のような活動ができないと、自治会からの相談や要望がございます。現在、町道の総延長約870キロメートルの路肩の草刈り作業、側溝の清掃、支障木の除去等、自治会の御協力を得ながら維持管理を行っているところでございます。そのため、支障木伐採につきまして、交通支障木伐採除去事業補助金の予算措置は、年々増加している状況です。また、条件等はございますが、町道に隣接する民地部の支障木伐採業務を行う森林整備事業もございますので、地域通行安全のため活用をいただきたいと考えております。

草刈り作業につきましては、集落を結ぶ重要な道路ではそれぞれ自治会で草刈り事業補助金を活用いただき作業を行っていただいている状況です。近年は、従来のような活動ができないと自治会からの相談や要望もございますが、道路の管理委託をすることは財政的にも困難であるため、町としても、自治会で対応できない、交通の支障となる箇所を予算の範囲内で、緊急性の高いところから伐採業務を実施しております。また、緊急的に伐採しなければならない箇所については適宜対応しております。今後も、自治会と協力し、予算の追加も検討し、問題解決に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

今の課長のお話を聞く限り、本当に行政としても苦慮しているというのがまぎまぎと分かってくるとこなんでありますけれども、今回ちょっと私の私案であります、2番目に書いてある部分は、各集落においてまだ町道の草刈りなどの維持ができています今だからこそ、住民の力をお借りしながら、あわせて行政の支援による共同作業として、ある程度の高さまでの支障木の伐採が今必要なんじゃないかなと思います。

専門家の皆さん方はよく御存じだと思いますけども、道路をつくる時、あるいはできた後でもですけども、道路の建築限界、道路建設基準例だったっけ、ごめんなさい、ちょっと詳しくないんですけど、建築限界が多分あると思います。ですから、道路の上空4.5メートルは何も障害物のないよというの、これが国が定めた基準のように私はちょっと思ってるんです。現実には、4.5メートルが町内もとれてないところというのは本当に多いと思います。さっき、私が救急車とか消防車の話をしましたけども、今車両がどんどん大型化をしてきています。吉備中央の出張所にある車両についても、多分アンテナを含めたたら3メートル。ですから、草刈り機の手届きではとても届かないところに当たってしまうというのが実例であります。これが、全路線がそういうトンネルになるんなら、また今の課長が言われたように、路線を定めて対応することも必要だと思うんですけども、部分部分がなくなっていくんですね。路線の中のここが通れない、あそこが通れない。これは、路線の中の一部が通れなくても、その路線は残念ながら使えないというのが実情だと思います。そこで、私案と言いましたけども、地域の支障木の撤去作業に対しまして、行政が高所作業車あるいはパッカー車などの特殊車両を操作員を含めて派遣を行いまして、今住民の皆さん方がやられている草刈りと同時並行にある程度の高さのところまでを伐採するべきではないかなと、このように考えますけども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（難波武志君）

高見建設課長。

○建設課長（高見知之君）

自治会を主体としまして、先ほどの補助金等を活用していただいた上で、作業の安全性を考慮し、高所作業車等の貸出し及びオペレーター派遣について、委託やリースなど、どのような方法が適切か、今後研究したいと考えます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

これは、研究にとどまらず、ぜひ実施のほうへ移行していただきたいと思えます。

研究に際しては、実は我々地域で先日クレーンを地域の方が借ってきてくださって、安全な作業をして、大きな支障木を倒したということも実際にあります。これをじゃあ人力だけでやれといったら、多分家の屋根にばたんと倒れてしまって非常に危ないんじゃないかなというような、そういった箇所を実際にやっておりますんで、そういった実例も含みおきながら、今後の町道の維持管理をこれから吉備中央町としてはどのように取り組んでいくのか、そしてどのように住民の皆さん方に御協力を仰いだほうがいいのか、そのあたりを検討していただきたいと思えます。

では次に、大きい3番目の質問をさせていただきたいと思えます。

現在、放課後児童クラブ、これが吉備中央町内でも何クラブもしていただいて、非常に働く保護者の皆さん方にとっては本当に頼りのあるクラブとして活動していただいております。そんな中で、放課後児童クラブの家賃、あるいは光熱水費、これが公共施設を利用するクラブと民間施設を借り上げて利用するクラブでは、その負担額がちょっと違うのではないかなというふうに私個人は感じております。これにつきましては、各クラブの公平化を図るべく、民間施設利用の児童クラブの光熱水費あるいは家賃の負担につきましては、ぜひ行政が負担をしていただいて、児童クラブの平等な運営体制の基盤をまずつくるべきかと思えますけれども、お考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

富士本子育て推進課長。

○子育て推進課長（富士本里美君）

8番、黒田議員の御質問にお答えします。

放課後児童クラブの家賃、光熱費の負担を公共施設利用と民間施設利用で公平化を図り、平等な運営体制をつくるべきではないかという御質問でございますが、現在7クラブのうち、公共施設クラブは5クラブ、民間施設利用クラブは2つのクラブとなっております。

放課後児童クラブについては、議員御承知のように、国、県、町からの補助金及び保護者から徴収される会費で運営しております。運営内容については、各クラブの保護者で組

織される運営委員会で決定されておりますので、会費の額や指導員の給料などについてもクラブによって様々な状況であり、統一したものとはなっていないのが現状であります。しかし、公費の負担については、各クラブに対して平等であるべきかと考えますので、不公平感にならないよう前向きに検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

公平化を図るために前向きに検討していただけるという、非常に前向きな御回答をいただきましたので、ぜひよろしくをお願いいたします。

ちなみに、先ほどの7クラブの中の一クラブにちょっとお邪魔をして、現状での負担金額をお尋ねしたんですけども、光熱水費が年間3万円、そして家賃が5万円、今現在そのクラブでは年間8万円の負担をされているということです。この8万円ということ、年間8万円ですから大したことはないなと言う方もひょっとしたらいらっしゃるかも分かりませんが、各児童クラブにおいての予算というのは非常に限られておりますので、その中の8万円というのは逆に大きな金額になろうかと私自身は思っております。もしその8万円が、その児童クラブによって自由に使えるお金だとすれば、子供のための遊具を買えたりとか、文具であったりとか、それから勉強のための机を購入したりとか、そういった部門にどんどんまた使えるわけです。ですからぜひ、先ほど課長が言ってくださったように、まずはそれぞれのクラブ、同じような基盤、土台としていただいて活動していただくようお願いをいたしたいと思います。特に吉備中央町の場合は、町長も言われているように、本当に子供に優しい町です。ぜひそのためには、それぞれの保護者の皆さん方にとって、昨日もですかね、同僚議員の話の中に出てましたけども、吉備中央町って、本当に放課後もいろんな形でカバーしてくれてるんだというような、そういうところにも魅力を感じられる移住者の方なんかいらっしゃいますので、ぜひこういった小さなところへも目配り、気配りをしていただいて、皆さん方のよい形で利用していただけるようにつなげていっていただきたいと思います。

それでは、今日はいろんなこととお話を聞かせていただきましたけども、今回非常に前向きな答弁を頂戴いたしましたので、私の質問はここで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

これで黒田員米君の一般質問は終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

ただいま議長の指名を受けましたので、質問させていただきます。1番、成田賢一です。

今回、私は、定住促進について、そしてSDGsの推進についてを質問をさせていただきます。

賀陽町と加茂川町が合併して、この秋で18年目に入ります。合併前の平成2年、両町を合わせた人口は1万5,111人でした。それから30年後、令和2年度には1万894人に減少しています。特に、平成29年度以降、年間約240人以上の減少が続いています。この減少が続けば、単純に計算すると、10年で2,400人以上、20年で4,800人以上が減少してしまう。今あります町内の施設、例えば道の駅であるとか、もしくは毎朝新聞を届けてくださってる方々、そういった日常あったものが、果たしてこの人口減少によって、10年後、20年後に残っているのかと考えたときに、非常に大きな危機感を感じています。ちなみに、私、42歳です。20年後、60代、62歳、今執行部の皆様と同じぐらいの世代に入ります。第2次吉備中央町総合計画総合戦略によると、合計特殊出生率2.1を2030年に目指す、そして5年間で50人程度の社会増を目指すと記載されています。

では、質問をいたします。

この人口減少への現状を執行部はどのように捉えておりますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、1番、成田議員の総合戦略と今の現状についての御質問でございます。

まず、第2期の吉備中央町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口の将来展望といたしまして、令和42年、これは2060年でございますが、に人口規模8,300人の維持を目標に掲げて、今行っているところでございます。議員御指摘のとおり、第1期総合戦略の5年が過ぎましたが、各施策の取組効果がまだまだ十分に数字には現れてなく、人口減少は、人口推計値と比較しても、まだまだ毎年下げ止まりをしてない状況でございます。第2期総合戦略においては、評価、検証を行いまして、各課におけるそれぞれの施策の見直しを図り、人口減少対策に取り組んでいきたいと、今考えておるところです。

また、合計特殊出生率、少し言っておきましょうか。これについては、なかなか2.1とかというような数字ではなく、現実には平成30年が1.44、令和元年が1.16と、大変厳しい数字となっております。これに向けましての施策をしっかりと見直し、効果のある施策を打っていきたいと考えています。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

日本創成会議が平成26年に発表した資料によりますと、日本全国の市町区村のうち、2040年に消滅可能性都市というものが896に上ることが推計されております。この吉備中央町も、それに含まれております。

そして、出生率の向上についてですけれども、その同じ会議、日本創成会議が発表した資料によりますと、出生率が2.1を達成しても、若年層の女性の方々がまだ増えていない現状にあれば、数十年人口の減少が続いてしまうという結果といたしますか、推計が出ております。であるなら、この吉備中央町も、社会増を目指していくということが必要不可欠であると思います。社会増を増やす、自然増減と社会増減の違い、自然増減というのは、生まれる方々が増、自然減は亡くなった方々である一方で、社会増減は、移住してきた方々とまた引っ越された方々の数字です。

では、社会増を目指すためには、移住者、定住者を増やすことが重要です。そこで、教育の面から、この社会増についてお尋ねをいたします。

昨日も、そして本日も、学校の統廃合、適正配置に関して同僚議員の方々がいろんな意見、そして質問をされておりました。私も、倉敷市からやってきて、今小学1年生の娘を持つ父親です。そういった子育て、そして移住された方々は社会増の一つの一因であれば、社会増の方々の意見に耳を傾けるということは非常に重要ではないかと思えます。社会増の方々、実はその中には岡山市とか倉敷市の大きな学校ではなくて、小さな学校がいい、つまり教師の方々と本当に児童と教師の間が濃密な関係で、みんなが面倒見てくれるという関係性がいいんだということで、あえてこういった吉備中央町に来られたという方もいらっしゃるのが事実です。であれば、町としてもこの社会増を目指すために、町の定住支援制度を利用して、町内に移住してこられた子育て世代の方々の声に耳を傾けていくということは欠かせないと思えます。

そこで、質問です。

今回のように、このように学校の適正配置等に関しまして、定住支援制度を利用して町内に移住してきた子育て世帯の方々の御意見というものは、どのように拾い上げてきましたでしょうか。

○議長（難波武志君）

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

1番、成田議員の御質問にお答えいたします。

現在の学校適正配置に向けた検討は、令和元年7月に町長の諮問を受け、検討委員会から答申書が提出され、保護者への説明会、アンケート調査、保護者代表を交えた会議などを行ってきております。そうした中で、住民の代表である議員の方、教育委員、各学校区の保護者代表の方など、多くの方から御意見をいただきながら、魅力ある学校・園を考える会で議論を重ねてまいりました。特に、学校区の保護者代表の方には、学区の移住者の方々を含め、多くの御意見を集約していただき、この場をお借りしてお礼を申し上げたいというふうに思います。また、機会に応じて、町ホームページ、町広報紙、報道機関などを通じて、皆様にも議論の状況をお伝えしてきたところでございます。これまでの議論の中では、地元出身の方や移住してこられた子育て世帯の方の御意見もいただいております。きめ細やかで手厚い指導や支援が行われる教育、学校が近隣にあるほうが良いといった御意見とともに、基礎的な学力を身につけ、社会性の基礎を育み、心豊かに育つ教育、多くの人と関わり切磋琢磨することで子供たちの成長につながる教育を行ってほしいなど

の御意見をいただいております。こういった御意見を踏まえながら、吉備中央町の将来を担う子供たちの育成のためには何がいいのかを最優先に考え、将来にわたって責任を持った判断を冷静に行う必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

では、ちょっと見方を変えて質問いたします、これちょっと通告書になくて申し訳ないんですけども。

現在の各学区に、例えば毎年何人の移住者が来れば学校は維持されるというふうに考えられますでしょうか。もし数字を推計等で把握してありましたら、大体何人ぐらいが移住してきたら学区が維持できるんじゃないかという数字があれば、お願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

石井教育長。

○教育長（石井孝典君）

御質問にお答えいたします。

なかなか難しい御質問でございますが、何人というのはなかなか申し上げにくいというふうに思いますが、これが答えになるかどうか分かりませんが、先ほど議員おっしゃいましたように、手厚い指導をしていただけることが魅力であるということをおっしゃられたと思いますが、そういった指導する中で、一人でも多くの方に町内へ来ていただけるように精いっぱい頑張っていくことが人を増やしていくということにつながるのではないかなというふうに思っています。詳しい人数等についてはお答えできませんが、しかしそういった地道な努力をしていくことこそ、吉備中央町のよさにつながっていくんだらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

突然の質問で、すみませんでした。

なぜこれを質問したかと言いますと、平成26年度に国土交通省の国土政策研究所が発表している資料があります。そのまま読みます。山間地域でも、1,000人規模の集落に毎年1世帯プラス男女2人、計5人の移住、または流出抑制ができれば、小・中学校を廃校せずに維持可能、これは国土交通省の国土政策局の推計によります。この毎年1世帯というのは、30代前半の夫婦、そしてゼロ歳から4歳の子供1人、そして男女2人というのは20代の若い夫婦ですね。そういった方が、毎年1,000人規模の学区に移住するだけで、その学校、学区が維持できるということを国が維持可能だと発表しております。つまりこれ平成26年に発表されているのであれば、執行部としてもしっかりと情報収集をして、この数字をみんなで共有し合ったら、もしかしたら可能な数字なんじゃないかなと私は思うんです。この吉備中央町の小学校区を大字で割って、9つに割って、1,000人以下の地区が1つだけありました。つまりは、8つは1,000人以上の集落なんです。じゃあここに毎年この5人が移住してくればどうなっていくか、学校が維持できるかもしれないんです。この数字、グラフによると、2020年に約50人前後の学校、そこに1世帯と男女2人が移住すると、それから30年後に生徒数10人だけ減ります。もしこれが仮に2世帯で、男女4人が来れば、人口は増えていってるんですね。つまりこういった数値を見ながら、把握して、各学区に例えば、例えばです、定住促進課の壁に吉備中央町の地図を貼って、学区別に色を分けて、はい、じゃあ今回どこに移住してきましたかと、よし、じゃあここだと、山本地区おめでとうみたいな感じで、みんなで共有し合ったら、数字が見える化すれば、移住してくる方、そして皆さんが共有するわけですから、よっしゃ、じゃあ今度次の学区にこの5人入れようや、そういうふうになれば、じゃあ今度この地区に移住者を増やすにはどういう政策があるかなと総合的に判断ができるんじゃないかと思しますので、今回ちょっと質問にないですけども、こういった数字を把握して、みんなが共有し合えば、町民の方々も、私たちの部落に、私たちの集落に、5人の子育て世代1組と若い夫婦2人が来るだけで、また新しく変わってくるんだということをみんなで共有し合うことが、まず学校の適正配置等も大切ですけども、それ以上に地域を維持して人口を増やすということに対しては大切ではないかと思って質問させていただきました。

さて、若い世代がこれから子供を持ち、家庭を持つ、そのときに行政が支えることこそ人に優しいまちづくりには欠かせません。先ほどの町長の答弁でも、子育てを充実、同僚議員も子供を育てやすい環境だということをおっしゃっていました。私もそう思っていま

す。赤ちゃんが誕生し、子育て世帯への支援が充実してる、この吉備中央町、どの自治体の子育て支援と見ても、吉備中央町は私は優れてると思っております。では、あるなら、もう一歩先に進むためにどうしたらいいか。子供を授かるまでの若い夫婦にも支援をしていただきたいと思うんです。それが、次の質問、不妊症対策支援事業助成金の回数を増やすということです。

不妊治療と聞いて、デリケートだなとか、私の周りにはいないなとか、皆さんおっしゃると思います。しかし、厚生労働省の発表によると、16人の新しく生まれた赤ちゃんのうち1人は不妊治療によって誕生しているのではないかという推計が出ています。そして、不妊治療や治療を受けたことがある夫婦は、大体5.5から6組に1組だと言われているんです。私自身も、男性不妊として不妊治療の経験をいたしました。16歳のときにがんになって、抗がん剤によって男性不妊になったんです。13年前から6年間、不妊治療を行いました。どのくらい具体的に当時お金がかかったが、今から述べます。

男性不妊になると、まず手術が必要、約20万円。その後、顕微鏡授精を行います。私の妻、自分で注射打って、母体を整えていって、そして受精卵を育てる。そこに顕微鏡授精を行う。妊娠反応は出ません。はい、70万円。はい、次、受精卵を凍結していました。それを解凍して、もう一回おなかに戻す作業、妊娠はしてません。はい、50万円。そういった形で、どんどんどんどんお金がかかるんです。若い世代が、この経済的な負担を抱えられるのかどうか。皆さんのお子様、そして若い人たち、考えてみてください。やはりそこに吉備中央町はほかの自治体にながやってることよりもちょっとでも努力をして、子育て世帯になるための若い夫婦を支援している町なんだというところをやっていただきたいなと私は思っています。

では、質問いたします。

今現在、吉備中央町の不妊症対策支援事業の申請回数は6回までとなっていますけれども、これから優しい町、子供が育っていくために支援をする町であると同時に、子供を授かるまでも、一歩でも二歩でも吉備中央町は皆様と一緒に寄り添いますよという姿勢を出していただきたい、回数を増やしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

不妊治療対策支援事業についての御質問にお答えをいたします。

平成26年3月6日付厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課が発出いたしましたQ&Aによりますと、不妊治療を数回行った場合の分娩に至る割合は、治療回数6回までは回数を重ねるごとに明らかに増加する傾向にあります。6回を超えると、その増加傾向は緩慢となり、分娩に至った方のうち約90%は6回までの治療で妊娠、出産に至っているという研究報告がなされています。また、39歳までは治療を重ねるにつれて不妊治療を数回行った場合の分娩に至る割合は増加していますが、40歳以上では治療回数を重ねても分娩に至る割合はほとんど増加しません。これらの医学的知見を踏まえ、岡山県が実施する不妊治療支援事業の助成回数においても、新規に助成を受けた際の治療開始日の年齢が40歳未満の場合、43歳なるまでに6回まで、40歳以上33歳未満の場合3回までと定められています。また、これに倣い、備前圏域の市町においても同様の回数としています。本町においても、申請ができる回数は通算6回までと定めておりますが、年齢制限は特に設けておらず、また治療の内容にも特に制限を設けず、広く助成を行っております。この体制は、今後も継続していきたいと考えております。しかし、これらの助成を行っても経済的負担は、まだまだ大きいことは承知しております。

成田議員の御質問の通算回数を増やすことにつきましては、今後の国や県の動向を見ながら、少しでも子供を望む方の負担が軽減できますよう研究してまいりたいと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

国等の流れといいますか、そういったことも見ながら改善していくという可能性もあるということだと思っておりますけれども、この回数については、美作市、高梁市は、年間の上限の金額は決められてますけれども、回数は無制限ですよ。総社市については、1人の子供が授かるまでに6回までは助成を行うと。そして、1人目が授かりましたと、2人目にまた不妊治療するときには、またゼロ回から、つまり6回まで挑戦できるんだという仕組みもありますので、様々なやり方があると思っておりますけれども、吉備中央町が子育てに優しい町だと、じゃあ子供を授かるまでも優しい町だということで、一人でも多くの方に来ていただくとなれば、そういったところにも力を入れていただけたらと思います。私自

身の経験からすると、助成金を岡山県からも吉備中央町からもいただいたので、本気でじゃあどうやったら助成金がいただけるところに引っ越せるかなと、高梁市と美作市のいろんなところに行ったり、どうやったらできるんかなと思いつながらいろいろと動いたこともありますので、そういった若い世代に手を差し伸べられるような優しい町にしていだけたらなと思って、提案させていただきました。

さて、新しい人を呼び込むことも必要ですが、一方で町外から夢や希望を持って来られた方に定住していただくということも非常に大切ではないかと思えます。その定住率を上げていくことも欠かせません。国の制度で地域おこし協力隊という制度がございます。この制度は、人口減少、高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、その定住、定着を図ることで、地域住民のニーズに応えながら、その地域の力を維持し、発展させていくということを目的とした制度です。吉備中央町も、この制度を利用していると思えます。

質問いたします。

この制度による、国全体での定着率、岡山県の定着率、そして吉備中央町の定着率はどれくらいでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

1番、成田賢一議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組でございます。

地域おこし協力隊の令和2年度時点の定住率につきましては、それぞれ国が63%、岡山県は61.6%、当町では、教育だけの目的を持った塾を除いた協力隊で62.5%の見込みです。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、質問いたします。

この定着率は、町として目標どおりの数字でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

県内の令和3年6月現在での各自治体の協力隊定住率を見ますと、およそ30%から100%まで様々でございます。100%を一番満足した数値と見ますと、吉備中央町はまだまだそれには到達していませんが、国、県に近い数値を持っておりますので、それなりの成果は上げているものと思います。ただ、今後そういったことを利用して、さらなる定住率を高めていく必要はあると考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

じゃあ62.5%の定着率がある吉備中央町の地域おこし協力隊は、今現在吉備中央町内で、今までにどういった成果を上げて、どういう形で地域が盛り上がったといえますか、そういった実績があれば、まず教えていただけますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

それでは、協力隊の成果でございますけれども、まず町営塾で教育が充実したこと、それから随分前からの話になりますが、吉備中央マルシェで、近くにある何げないものも価値があり、販売につなげることができたというマルシェの開催、今はコロナでお休み中ですが、開催時には町内外から多くの方に来ていただいております、吉備中央町をしっかりとPRできる事業と言えます。

また、そのほかで申しますと、地区で使わなくなった水車を地元の方の協力の下に復活させたという実績もあり、平成29年11月からは、一般の方に向けた水車精米を開始、令和元年から水車米としてふるさと納税の返礼品の一つにもなっております。

もう一つ、天候不良により開催中止となりましたが、サイクルイベント、ツール・ド・吉備中央、このイベントは、決して平たんとは言えない土地の特徴を生かしたコース、そ

してコース途中のエイドステーションでは町の特産品でおなかを満たすことができるというもので、地域と特産品の2つを満たすものということで、こういった成果が上がっていると思われま

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

マルシェ、水車、そしてサイクリングということで、私もいろんなところでは見ますんで、地域おこし協力隊の方がそういったことを復活させてきたという一例にはなると思うんですね。

一方で、この吉備中央町の各地域に地域課題というものも存在しています。例えば、新山では、地域に住む方々が商店を作って、地域の皆様のための福祉の向上に皆汗を流している、例えばそういったところに地域おこし協力隊が専従で入ったとしたら、どういったことができるか。例えば、いや、あのおじいちゃん、おばあちゃんのためにこういったことできるかも、いや、移動販売もちょっとできるかも、いや、体操ももっといろんな人を呼んできてやろう、音楽隊もやろう、いろんなことの発想が生まれる可能性がある。そして、吉川地区では、昔賀陽地区では備中マツタケというのがあって非常に人気があったんだ、高価だったんだということ聞きました。今、吉川の地域の方々が、昔のマツタケ山を復活させようということで、山の木をずっと切りながら、マツタケ菌がしっかりと日に当たりながら適正な温度管理などの環境を作って、一つでも多く何かができるんじゃないかと思って取り組んでいるところがあります。そういったところに地域おこし協力隊が入ると、一緒に木を切って、一緒に汗を流して、一緒にその作業の途中、あぜ道でもいいです、座って一緒にお茶を飲んで、やあ、なかなか暑いんですけど大変ですねと言いながら作業をする、そして秋になった頃に、できましたよと、マツタケできたじゃないですかと。そうなったときに地域の方々と抱き合って喜ぶと、そうなったときに私は本当の意味で地域おこしが始まっていくきっかけになると、そのように考えています。

実際に、町内にはそれぞれの地域で課題があり、地域のために何かをしたいと思っている方々がたくさんいらっしゃいます。そういった方々とともに執行部が一丸となって、じゃあこうやったら地域おこし協力隊に入っていたらどう思いますかという形を提案してみるといいんじゃないでしょうか。

そこで、質問いたします。

地域に密着して、地域に定住するために、地域課題を明確にして、その課題解決に向けて地域と一緒に汗を流す人を、地域の人たちも面接官になっていたものです、地域おこし協力隊として募集をしてみるということはどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

現在の協力隊の配置につきましては、少人数で町内全域を見るという状況の配置で、議員おっしゃるような、細かい地域まで入り込み、部分的な地域の希望を聞き取るというようなどころまでに至っておりません。配置された地域、またそれ以上の深い地域での細やかな聞き取り、そして解決に結びつけることができれば本当にすばらしいことだと思います。今後、地域課題の洗い出し、そして解決に向けた人材を募集するに当たりましては、どのような配置の仕方が吉備中央町にとって適切であるのかということも考えながら、検討していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほど、細やかな聞き取りも必要になってくるということだったんですけれども、私、またここで質問するのが、では国の制度で集落支援員制度というものもあります。これは、地域おこし協力隊と一緒に、その人件費であるとか、様々なかかる費用を国が出してくださる制度です。集落支援員制度というのは、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウを有した人材をこの制度で委嘱する制度で、その費用は国が出してくれる。では、この集落支援員を地域おこし協力隊のサポート役としてつけて、そして集落支援員の方が地域と行政とそして地域おこし協力隊を結びつける役目として、本当に二人三脚でその地域で課題解決に取り組んでみるということを考えたときに、こういった制度も活用してはどうでしょうか。吉備中央町は、平成22年から3年間は活用していたということですが、もう一度この再活用、そしての活用の仕方も変えた上で一緒に取り組んでみるべきじゃないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

集落支援員制度につきましては、議員おっしゃるように、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握などを実施するものでございます。おっしゃいますように、当町におきましては、平成22年度から24年度までの3年間、制度を活用してまいりました。支援員自らが活動等をするために必要な研修への参加など、自己研さんを積んでいただいていたところですが、集落支援員とその活用方法等について、町全体への周知が不十分であり、活躍される場が少なかったということから、集落支援員から地域おこし協力隊の招致へと方針を変更したという経緯がございます。

議員御提案でございます集落支援員制度を再度活用による地域おこし協力隊のお目付役並びに二人三脚による地域課題の解決につきましては、他の自治体の導入事例等を参考に研究を行ってまいりたいと思っております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

これなぜそのサポート役の方が重要かと、どうでしょうかと言ったかと言いますと、私、移動販売を始める前、8年前にたったひとりですと、正直この地域のこともありませんし、道も分からないと、そして地域の方も私のこと知らない方ばかりでしたから、どうしたかと言いますと、その当時から、8年前を遡ってみても、それから約10年以上前に、移動販売をしてくださっていて、その移動販売をしていた方を紹介していただいて、その方にルートであるとか、地域性であるとか、この地域で何かあったらこの人を訪ねたらいいよとか、いろんなこと教えていただいたんですね。つまり自分が悩んだときにそれを共有してくださる先輩がいるというのは本当に心強かったんです。今でも、何かあったらその方にお伝えしたりもしています。ですので、外から入ってきた人間、入ってきた方が一生懸命活躍しようとしたときに、やはりサポートをしてくださる方が1人いるってのは本当に心強いと思いますので、ぜひ研究をしていただけたらと思います。

このような地域づくり、地域おこしに関しまして、行政の後方支援というものは非常に重要になってきます。例えば、この町においても、共同で開く新たなまちづくり実践事業補助金、そして協働のまちづくり基金などでいろいろな財源を充てながら町民の方々の活動を支援しているという実績があります。私も、小さな拠点づくりということで、補助金

交付規則を作ってみてはどうかと前回の議会でお尋ねしましたところ、議会答弁では、状況を鑑みながら検討するということでした。

現在、吉備中央町内で、買物支援のほかにも、移動手段の確保など、地域の住民の方々が様々なことやってみたいよね、みんなでどうやったらできるかな、考えてる地域はあります。小さな拠点づくりってどういうことをいうのかな。国のホームページ等で調べましたら、移動手段の確保とか福祉の向上も、地域拠点、小さな拠点づくりに当てはまるということが書いておりましたので、これは再度質問させていただきます。地域住民の方々の動き、声を活発にしていって、まずこういったことをするなら、この町はこういう支援が補助金としてありますと、皆さんやってみてはどうでしょうかと、まず枠組みを作ってみるということでお尋ねします。小さな拠点づくりへの補助金交付規則をきちんとまず整備すべきだと思いますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

小さな拠点づくりにおけます補助金の交付規則の整備についての御質問であります、買物環境や移動手段の確保など、先進地における取組を参考としまして、地域住民自らが地域課題解決のために研究、検討を始めている地域があることは大変うれしいことであると思いますし、こうした取組が他の地域へ波及していくことを期待するところであります。

議員御提案のように、町民の意識高揚につながるためには、枠組みが先なのか、あるいは意識づくりが先なのか、それとも県の支援制度を活用するのがいいのか、地域での取り組み内容に合わせた様々な形に合った支援の提案ができると思いますので、地域の方の御意見、あるいは御意向などを十分お聞きしながら、地域、町及び関係団体とともに一緒になって効果的な支援策を考えていければいいなと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

まず、この枠組みを整備して、町民の方々の意欲を高めていくということは、これを対

外的に見たら、吉備中央町は元気な町だなど、いろんな人がいろんなことに挑戦しようとしている町だなどとなってくると思うんです。それがもしもメディアに出たら、いろんな方が吉備中央町で挑戦できるかなと、何かやってみようかな、それがまた定住・移住につながっていくのではないかと私は思います。先ほど、同僚議員、先輩議員がおっしゃいましたように、いろんなことが挑戦できる町じゃないか、若者も挑戦できるかもしれない、小さな拠点づくりで何かできるかもしれないということも考えましたら、ぜひ前向きに積極的に行動を取っていただきたいと思います。

さて、町の中で定住を増やすことも重要ですが、町外で吉備中央町のファンを増やしていき、そういった方々がこの吉備中央町に来ていただくということも欠かせません。町外ファンが多いと言えれば何か、それはふるさと納税制度です。

では、質問します。

昨年の米づくり農家応援事業並びにふるさとづくり事業の配送実績、件数などを教えてくださいましたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

昨年令和2年度のふるさと納税の数量ですけれども、米づくり農家応援事業及び22世紀の理想ふるさとづくり事業の配送実績につきましては、それぞれ米づくり農家応援事業について寄附申込数が2万6,596件、寄附金額10億1,930万9,000円、22世紀のふるさとづくり事業について寄附申込数271件、寄附金額537万円となっております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

では、この2万6,596件と271件で約2万6,600件の方々、これ吉備中央町のファンだと私は思います。であるなら、それらのふるさと納税者に対して、来町、吉備中央町に来ていただくように観光割引制度、これは町負担ではなくて、各事業所が、サービスを提供する側が負担する割引制度なんですけれども、ふるさと納税をしてくださった方限定で、この町内の例えばホテルに泊まるとか、温泉に入るとか、そういったとこに割

引があるという制度をつくってみてはどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

根本協働推進課長。

○協働推進課長（根本喜代香君）

まず、寄附に対する返礼品につきましてですが、寄附金額の3割以下での提供が定められております。

議員御提案の寄附者に対する観光施設等の割引制度の創設につきまして岡山県に確認したところ、送付する割引券の金額が、町の負担か、あるいは事業者の負担か、いずれにもかかわらず返礼品の一部であるとの見解でした。割引券を返礼品とは別に送付したとしても返礼品の調達費用に含まれることとなり、総務省が定めている寄附金額の3割以下で返礼品の提供を行うためには、現在の返礼品の容量を減らすなどの対策が必要となるため、対応が難しい状況でございます。しかしながら、ふるさと納税をきっかけに吉備中央町へ一人でも多くの方に来町していただけるよう、現在米づくり農家応援事業の寄附者には、返礼品に町内の観光案内のチラシを同封しております。今後は、22世紀のふるさとづくり事業の寄附者にも同様に観光案内のチラシを同封し、交流人口の増加を目指していきたいと考えています。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

いろんなルールをもちろん守らないといけませんので非常に難しいということですが、町外にいる吉備中央町のファンの方々にどうやったら来ていただけるかというのを、執行部、議会、そして町民、みんなが一丸となって考えると。これも、本当にいろんなところにポストを置いてもいいと思うんですね、そのぐらいみんな考えてやっていけば、何かいい案が浮かぶんじゃないかなと思っております。

では、次の質問は、SDGsに関する質問をいたします。

SDGsとは、2015年の国連サミットで採択されたもの、そして誰一人取り残さないを原則とした、持続可能な開発の目標です。2030年までに17の目標を達成するのが目標です。簡単に言いますと、貧困をなくしましょうとか、全ての人に健康と福祉をと、そういったことが目標で書いております。吉備中央町第1次総合計画と第2次総合計

画を読み比べたとき、第2次総合計画には、この町の各取組のところでSDGsとの関連性がいつも表で記載されていました。

そこで、質問いたします。

このSDGsを町が達成するために、町独自の事業、そして政策は現在ございますでしょうか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

SDGs達成への町の政策についての御質問であります。町独自のSDGsの目標設定した事業のほうはありません。ただし、先ほど議員おっしゃられましたように、第2次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を推進していく上で、各目標や各施策に合わせた、SDGsが目指す17のゴールを関連づけており、各種施策ともに、SDGsの達成に向けて一体的に推進していきたいと考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

町独自の事業、政策がSDGsを達成するためということはないということなんですけれども、これがもしあれば、またそれが吉備中央町の魅力につながっていくのではないかと私は考えています。

SDGsに、飢餓をゼロに、そしてつくる責任使う責任という目標があります。これらを達成するために、農業が盛んなこの吉備中央町だからこそ、農産物、そして食品をうまく共有し合う、みんなでそれを使って支え合うということが大切ではないかと捉えました。これが実践できたときに、ほかの自治体にはない、吉備中央町の人への優しさ、そういったものが実現できて、またそれがいろんな方に町の魅力として伝われば、一人でも多くの方が吉備中央町で住みたいと思うようになるのではないかと、そのように思います。

今現在、農産物や食品をいろいろな方に寄附をして、生活困窮、そして生活支援が必要な人を支える活動、フードバンクという活動が日本国内で行われています。農林水産省によると、全国約140のフードバンクがあります。行政でフードバンクを行っているの

は、埼玉県の行田市、そして先月から始まった広島県の神石高原町だけです。そのほかは、社会福祉協議会であるとか、民間団体が行っております。

では、質問いたします。

吉備中央町内において、例えば生活支援が必要な児童扶養手当、そして就学援助を受け取っている世帯並びに生活支援が必要な世帯は、大体何世帯ぐらいありますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

1番、成田議員の御質問にお答えします。

まず、町の状況でございますが、9月1日現在で児童扶養手当の受給世帯は73世帯、生活困窮者相談支援事業の対象世帯数は19世帯でございます。また、関係部署で把握する食料支援が必要な世帯は30世帯で、そのうち定期的に食料支援が必要な世帯は2世帯と考えています。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

先ほど同僚議員が質問しました中に、ヤングケアラーという子供たちの話も出ました。ヤングケアラーの世帯も恐らくこういったところに入ってくるのではないかなと思うんですけれども、その方々に対してもし食品による支援を行うと、こういったことが考えられますでしょうか。例えば、こういったことで、こういうふうな改善が見込めるかもしれないとか、生活の状況が変わるであろう、何か効果を教えていただけたら、創造していただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

効果のお話でございますけれども、まず先ほど食料支援が必要な世帯が30世帯で、そのうち定期的な食料支援が必要な世帯は2世帯と申し上げました。そのほか、28世帯につきましては、定期的な食料支援までは必要ないと思いますけれども、食料を支援することにより、支援を受ける方との関係構築ですとか、生活状況の把握などにもつながるというこ

ともございますので、有益な事業であると考えております。

○議長（難波武志君）

1番、成田賢一君。

○1番（成田賢一君）

行政と町民が食料支援を通じて、自立にもつながっていく、そして先ほどおっしゃいました人間関係がまた深まっていくということであれば、私はこういったフードバンク活動を開始することも大切なんだろうなというふうに感じています。私が調べたところ、岡山県内でも大手のスーパーがフードバンク活動に積極的です。そして、大手の冷蔵庫を製造している会社は、そういった活動団体、活動の組織に対して冷蔵庫を寄附しているということも把握しております。先月より、広島県の神石高原町は、行政として食品支援活動であるフードバンクを開始しました。現在、神石高原町町内での支援が必要な世帯約50世帯に定期的に食品を寄附しているそうです。

では、質問いたします。

先ほどの答弁のように、町内においても食品による支援が必要な世帯がいるということでしたら、積極的にスーパー等と話をし、フードバンク活動をこの町内で開始してみてもはどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

町では、社会福祉協議会や障害者自立支援協議会などと連携し、生活困窮者生活支援ネットワーク会議を定期的で開催し、生活に困り事を抱えている方の相談支援を行っています。平成30年からは、フードシェアリングに取り組み、年1回開催しております福祉まつりで、缶詰やレトルト食品、乾物などの長期保存のできる食品の寄附を募り、生活困窮者の支援に活用しています。

議員御提案のフードバンク事業につきましては、先般9月2日に開催した生活困窮者生活支援ネットワーク会議において協議を行い、多くの方からぜひ取り組むべきとの御意見をいただいているところでございます。近いうちに先進地の視察を行い、現状を把握するとともに、当町においてもどの程度需要があるかなどを調査し、実施すべきかどうか検討したいと考えております。

○議長（難波武志君）

1 番、成田賢一君。

○1 番（成田賢一君）

町民の方から声上がることも一つですけれども、まず行政が旗を振って、やりますよと言ったときに、恐らく農産物をいろいろ育てている方、お米が家で余ってしまった方、そういった方が、またこれを有効に活用してねというふうになっていけば、本当の意味で人に優しい町が一つ一つ出来上がっていくんじゃないかなと、私は思っています。

スーパーシティ構想で未来志向、未来社会へ向かっていく、その一方で足元の福祉についても吉備中央町はしっかりと根差した活動を行っていくんだと、住民の生活の質の向上に役立てていくんだということを一生懸命行っていく行政になっていけば、もちろん町民も皆さんと一緒に汗を流していく、そういった形で、吉備中央町がさらに盛り上がっていくと思いますので、ぜひ定住促進の面からも、そして社会福祉の向上の面からも、いろいろな意味で、この活動も前向きに研究していただけたらと思います。

私の質問は以上です。

○議長（難波武志君）

これで成田賢一君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

6 番、加藤高志君。

○6 番（加藤高志君）

失礼しました。

今回の質問の通告書を出す際に、一番最初に出したんですけれども、引いたくじが一番最後の11番ということで、本日最後、今定例会最後の質問を6番加藤が実施をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨日から先ほどまでの間、同僚議員の方々から私が通告した内容の質問、この部分にかなり重複する部分がありましたので、若干整理、修正をしながら、大きくは3つさせていただきます。その関係上で、冒頭2点ほど直近、最近の時事に関するお話をさせていただきますというふうに思います。

今、コロナ禍です。現時点で最も有効な集団免疫、これを獲得した国の中で一番評価をされている国は、もちろん御存じかと思いますが、世界で猛威を振るうデルタ株、これが最初に確認をされたインドです。4月下旬に感染爆発が起き、あっという間に1日40万人、想像を絶する感染者数なんですが、そういった事態になりましたが、先月インド政府

の専門家会議のメンバーが、こういうコメントを公表しました。我々、インド全体の抗体保有率が70%という結果が出ました。インドが、そうです、集団免疫を獲得したことを意味をしますが、ワクチンではなく、感染によって獲得した免疫ですので、参考にあまりしないでくださいと。なお、今後はウイズコロナ、このコロナとともに共存という形で、それを念頭に多様性に対応する社会構築を目指しますと、苦笑いをしながら、正直に、赤裸々に発表されたのをすごく印象にしております。正直ですよ、非常に。

この中で言う70%というのが、現時点での恐らく集団免疫、抗体としての広さ、規模ということについては、現時点での基準ではなく、目安だというふうに理解をしております。恐らくそうなのでしょう、現時点ではです。そして、この70%、イギリスなども70%ぐらいこういつてるわけなんですけれども、何でそこから上げ止まりになってるか。これは言うまでもなく、国の制度、体制自体が、国家元首であるか否かということに大きくは絡んでくると思います。いわゆる命令が出せないと、接種に関してですね。そういったところを踏まえて、当然日本国における吉備中央町としても、その例外に漏れず、国家元首制ではありませんので、この70%になるところまで非常にいい形で、接種率も皆さんのおかげで上がっておりますので、ただ残りの30%、これはこういう国であるがゆえに、直近であり、永遠の課題なのだなというところを念頭に置く必要があるのかなというふうにも思いました。

そして、インドが言った最後のウイズコロナということ。これは、今のところ、今後ワクチンも徐々に上げ止まりと言いながらも進みながら、投与薬、内服薬等が開発をされて、しかしながら30%の部分をどう穴埋めするか、どう担保するかということにおいては、恐らくイメージ的には、よく報道でもされている、毎年冬にはやっけてしまいますね、インフルエンザと同じようなニュアンスで、しょうがなく共存していくような相手になるのかなというふうにも個人的には考えております。要は、その2点を今後執行部のほうについても、関係省庁、省庁外問わず、住民の生命これを守るんだという観点において、ここの2つを念頭に置きながら、次の有効な政策、政策、これを構築していく必要があるのかなというふうにも考えております。

2点目については、そんな渦中の中で、一方無事にといいましょうか、東京オリンピック、そしてパラリンピック、この全日程が終了しました。パラリンピックにおいては、今大会のテーマであった多様性、多様性というと、さっき同僚議員も言いましたSDGsの中にも17分の5番目ぐらいに、例えばジェンダーであるとか、その辺のところにも、そ

ういった方々の公平性ですよ、いうものもうたわれてます。この多様性とテーマが、多様性と社会のバリアの解消、これは心のバリアフリーと言われておりますけれども、この言葉に非常に考えさせられました。これはどういうことかという、もしそういうテーマで世界レベルのこのスポーツの祭典を挙げるのであれば、さっき言ったSDGsも掲げている、その多様性とか、心のバリアフリーですよ、それを掲げて開催するのであれば、もともとのそもそも論、じゃあパラリンピックの中にオリンピックを健全者の部みたいな形で統合して、オリンピックの名の下に開催すれば何か一貫性が出るのになと、そんなような個人的な感想も得たような次第であります。気持ちの部分である、心のバリアフリーについては、まだまだ結果、改善の余地が世界レベルで言ってもあるのではないのかなという思いもいたしております。

そして、この吉備中央町としても、町長以下、一人も取りこぼさない、これを実践するためにも、障害をお持ちの方々のみならず、我々誰しもが行く道である高齢化が進む中で、物心両面のバリアフリー、これが真に必要なだと、その重要性をよく念頭に置きながら政策等について実施をするべきなんだろうなというふうに再認識をした次第でもあります。

今回の大きくは3つ質問させていただきますけれども、キーワードは多様性というところに関連をさせていただきながら3つの質問をさせていただこうと思います。

1つ目については、スーパーシティ構想に関することです。

子供からお年寄りまで、町民がわくわくしながら生活できる環境、これをコンセプトに年度当初に申請をしましたスーパーシティ構想ですね、7月頃とも言われてた採択結果の発表時期、これが今現時点9月の中旬になっておりますけれども、同ブラウンフィールドに申請をした30弱の自治体にはない、対象地域の75%以上の住民賛成を得て申請しているわけですので、裏を返せば、多くの住民の方々がわくわくしながらその採択結果を待ち望んでるわけですよ。

ここで、質問です。

採択結果時期等を含めて、申請以降の進捗、申請してから今、今日現在までの主立った進捗及び万が一、万が一不採択だった場合、その場合の多様性ある独自策について、町民皆様へこの開かれた議会から発信すべく、お答えをお願いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、6番、加藤高志議員のスーパーシティ構想につきましても御質問でございますが、まず4月15日に吉備高原都市スーパーシティ構想の提案書を内閣府に提出いたしました。その後、自治体へのヒアリングや審査会が行われました。夏頃には大体全国で5か所程度の指定区域が決定する見込みと、その当時は聞いておりました。しかしながら、8月に区域指定に関する専門調査会が開催されて、各自治体から出された提案について大胆な規制改革の提案があまりなく、優劣つけにくいといったようなことが言われました。もっとエッジを効かせなさいというようなことでしょうか。提案のあった31の全ての自治体に対し、2か月間程度を目途に、規制改革や具体的な取組事業などの提案内容の見直しを求められている状況でございます。したがって、町といたしましても、現在アーキテクトの方を中心に、岡山大学をはじめとした連携事業者等とともに、医療を中心といたしまして、取組事業の今ブラッシュアップを行っているところでございます。

今後のスケジュールですが、内閣府からは詳細なスケジュールは示されておりませんが、年内あたりに区域指定が行われる自治体が決定するのではないかと考えております。

官民連携の下で、全力で吉備高原都市スーパーシティ構想の実現に向けまして、引き続き力いっぱい頑張っていきたいと思っております。

なお、加藤議員が、もしも、もしも、31分の5でございます、その残った31の団体は、本当に大きな都市を含めて、しっかりと同じように練ってきた自治体です。もしということはありませんが、もしその5つの自治体に入れなかった場合、しかしながら我々はこの期間に岡大をはじめとする多くの支援者、また協力団体等々ともいろいろとつながりができました。そのようなつながりを無にすることなく、まずは医療機関、本当に医療に関する問題は、町民の方は大変御不便、また安心して医療にかかれないというような状況でもございますので、その面については、このスーパーシティ構想が認可される、されないは別にして、できることから町としては取り組んでいきたいと思っております。ぜひスーパーシティ構想、ああ昔こういうことがあったなということに終わらせたくはないと考えております。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

答弁、ありがとうございました。

それでは、私も含めて住民皆様と、年末頃わくわくをしながら待ちたいと思います。吉報を待とうと思います。ありがとうございます。

続きまして、イノベーションヒルズ構想についてです。

内容としては、全般の進捗状況ということになりますけれども、イノベーションヒルズ株式会社が掲げた構想について、私の地元でもあります住民さんからも、3年以上経過して、なおかつパンフレットを作成、配布をした後1年以上もたつただけけれども、進捗がどうも見えてこないという意見が少なくない形で寄せられております。例えば、一般で考えても、企業理念として、地域社会への貢献とかというのは必ず掲げているはずです。そうであるならば、必ず地域、それから地域住民さんとともにという観点から、今現状の進捗、起業した段階では、進捗なり、あるいは早まっているのか、遅れているのかという形については、企業としてその理念に基づいて積極的に広報に努めるというのが常であると、私はそう理解をしておりますし、認識をしております。それに比べて、住民の方々から見えてこないということについては、いささか危惧をする、あるいは疑問に感じるところが少なくもありません。特に、公費補助、これを受けている事業であれば、なおさらのことです。どうか企業の内部干渉にならない範囲で結構ですので、今現在何がいかに進捗しているのか、もう一つ先ほど申し上げた、なぜ地域広報を実践しないのかについてお答えを願います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、6番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

イノベーションヒルズ構想につきましては、世界中に埋もれている技術や事業を集めて、国内向けに修正を加えて販売していく拠点となる国際オープンイノベーションセンターを舞台に、民間の力により、海外の様々な技術を活用して新たな事業を生み出していこうとする構想となっております。その中で、御質問のありました進捗状況につきましては、まず地方創生交付金を受け、令和元年度からイノベーションヒルズ協議会を立ち上げ、構想の核となる国際オープンイノベーションセンターの自走を目指して、昨年度までに集めた基礎的な技術や情報を基に新規事業をこれから起こしていく状況となっております。

ころであります。

国際オープンイノベーションセンターに関しては、令和4年度からは公費補助なく運営主体となるイノベーションヒルズ株式会社によって運営されていくこととなり、同社によってパンフレットに掲げた構想、これが進められていくこととなります。

次に、地域広報の実践ということにつきましてでございますが、運営主体であるイノベーションヒルズ株式会社としても、当該事業は、町民皆様の御理解のみならず、御協力を賜ることで事業の活性化が図られるということについてとても重要であるとの認識を持っておられます。これまでの広報の取組としては、シンポジウムやイベントを通じて町民参加を呼びかけたり、各メディアへ露出していくことで町民皆様に活動の周知と御理解をいただく努力を行うとともに、町としても町民理解を得ていくことを同社に対して働きかけてきたところでございます。しかしながら、議員御指摘の地域の方からの見えないという御意見も多くあることから、今後は各メディアを通じて皆様に広報を行う従来の方法に加え、例えば町民皆様との直接対話などにより、皆様に直接事業内容や進捗状況を知っていただいたり、皆様のお声を聞かせていただける、そういったような機会を設けるなど、地域広報といったものを実施していくよう、運営会社に対して申入れなどを行ってまいりたいと思います。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

ありがとうございました。

まず、今御答弁いただいた言葉の中で、シンポジウムであるとか、いわゆるイノベーションヒルズ株式会社という企業自体が、そういったイベントごとを通して広報は十分なされているんだというふうに誤認をされているんだとすれば、そこは大きな問題だと思うんです。考え方というのは、地域にお知らせをする、結果そのことによって理解につながっていくというあるべき姿の獲得というのは、イノベーションヒルズ株式会社自体が自己満足してる広報部分の形ではなくって、それがボリュームが多いか少ないかにかかわらず、地域住民の方々がその企業から積極的なアプローチによって十分な受動に至ってる。要は、ああ分かった分かったと、よく理解につながってるかどうかは広報の結果だと思うんですよ。要は、そこに至っているか否かをよくその時折で企業サイドで判断、確認をしていただきながら、足りているのであればそれもよし、万が一足りてないのであれば、例

えば1枚紙でもいいと思うんですよ、今現状こうだった予定がこういう理由でこういう状況にあります、今後も引き続きよろしくお願いいたしますというような、お願いに近いような現状報告的なものをビラとして、DMでもいいんですよ、ポスティングしていけば、私、これはこういった少くない見えてこないという意見にはつながらないと思うんですよ。それ自体も、本来は言われるまでもない、一企業としての当たり前の範疇だというふうに私は認識してるので、その辺の欠けてるであろう努力について、本当に欠けてないであれば、それに適した助言なり指導をお願いをできたらなというような状況です。

次の質問ですが、今先ほど課長のほうから答弁いただいた内容で十分答弁として網羅できておりますので、割愛をさせていただきます。ぜひとも、この一般社団法人オープンイノベーション協会等々、それから年度末で解散されるとおっしゃってます協議会を含めて、今言った地域の理解があれば円滑に事業も進んでいくわけですから、そこがそうでない、かちっと堅い状況についてどう軟らかくするか、理解を広げていくかっていうことについて、可能な限り指導、アドバイスをしていく、助言をしていくというのも一つの任務だというふうに解釈も取れますので、その辺の協力をしていただいた結果、それが連携、協力になるような、サポートになるような、そういったくくりで完結できるように、よろしく引き続きお願いいたします。

最後の質問としては、吉備高原吉川霊園の運営についてです。

これは、多様化する埋葬形式への対応についてという趣旨で質問をさせていただきます。

近年、先ほどの多様性ともリンクするのかもしれませんが、自然志向であったりとか、それから自然回帰志向であったりとか、海に帰りたいとか、山に帰りたい、それから地域の環境保全への意識の高まり等々によって、あるいは非婚数、結婚願望がなく、ずっと非婚のままの方々も増えてる、増加している傾向にあります、その結果、後継者不足、要は墓守りをするとか、そういった志向の多様化により埋葬方法、これの一つでもあります樹木葬というものにニーズが非常に増えてると。

日本で初めて樹木葬を行った公営の霊園は、神奈川県横浜市であります。全国的に見ても、公営霊園の樹木葬、これはまだまだ少ないのですけれども、横浜市に2か所、それから東京都小平市に1か所、それから群馬県の前橋市ですかね、そちらにも最近公営の運営を始めております、市営ですね。そういったところもありますので、例えばですけども、荒廃した田畑を含めて、例えば霊園公園化して、その中の一つに樹木葬をとか、

先ほど質問項目で申し上げた吉備高原吉川霊園の今の運営状況に種目としてそういったものを取り入れるとかという形で、中山間なので、山というか、中山間特有の地の利を生かした霊園に樹木葬という種目を、形式を取り入れるべく、先ほど言った新規の開園も含めてですけれども、検討、研究できないか、答弁をお願いをいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡本総務課長。

○総務課長（岡本一志君）

それでは、6番、加藤議員の多様化する埋葬形式への対応ということの御質問にお答えさせていただきます。

議員御提案の樹木葬につきましては、許可を得た墓地、霊園に遺骨を埋葬し、埋葬箇所の周辺の樹木を墓標として個人を弔う方法だと認識しております。日本では、平成11年頃に民間霊園が初めて許可されまして、近年徐々に樹木葬への関心が集まっていることも事実で、その理由としましては、さきに議員が述べられたとおりだと認識しております。

現在、町内の霊園管理の基準となります吉備中央町墓地条例施行規則に照らし合わせますと、現在の規則では吉川吉備高原霊園内には、失礼しました、樹木葬の形態を導入することはできない規定となっております。しかしながら、さきに議員から御提案いただきました現状とニーズ、需要にも鑑みまして、吉川吉備高原霊園の管理運営者の吉備吉川財産区管理会に今樹木葬について諮るとともに、その他の霊園のこともございますので、樹木葬の導入につきまして研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

6番、加藤高志君。

○6番（加藤高志君）

ありがとうございます。

ちょっと話はそれますけれど、今の教員も含めて、学校の統廃合関係の検討をしております。もちろん言うまでもなく、教育関連等、育みを例えば人生のスタートとするならば、ここで言うところの霊園、墓地だとかというところについては、そのゴールという理解もできると思うんですよ。生まれてからゴールまでの一くくり完結してるということは、大きな課題でもある人口減少、それから移住者を募る、多様化してるであろう全国の

移住者を募るといふところで言うと、移住を考える方々の選択の一つにはなりはしないのかなという思いもあるわけですね。もう一度言います。教育関係育み等に関することを人生のスタートであるとするならば、一生懸命生き抜いてゴールをする、ここの部分もきちんと多様化に応じるような内容で整備が完結してる、完成してる、それが結果的には、最大の課題である人口減少、少子化を含めて、移住者を募るための一つの材料にはなりはしませんかといふところであります。先ほど、検討、研究してくださると課長のほうもおっしゃいましたので、そういった観点で、今ある条例は条例として、よくするという方向、建設的にまずは検討していただいて、研究を重ねていただければなというふうに思います。ありがとうございます。

最後に、冒頭に申し上げましたが、多様性、これに対応するといふことは、発想と取組にプラス、左右だけではなく、後ろを除いて、前方に対する広い視野と、かつ柔軟性を持って臨んでこそ可能だといふふうに私個人的には理解をしております。ちょっと飛び込みなりますけれども、先般6月の質問で申し上げました、教員におかれまして文化財保護に関することですね。それも、最上位法で努力義務を課せられてる、よって町に大きくは3か所点在している民俗資料館等、文化財の整理を含めて、それももちろん含めながら、各そのほかの課の今後のさらなる行政サービスの向上を期待をしながらお願いをさせていただきたいと思っております。時代は変わっていきます。柔軟に広い視野で、時には例えるならば風見鶏がいつでもできるような柔らかさを持って行政の執行をしていただければといふふうに切にお願いをしておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで加藤高志君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、報告第4号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、日名義人君。

○9番（日名義人君）

報告します。

令和3年9月14日、吉備中央町議会議長、難波武志殿。民生教育常任委員会委員長、



日名義人。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記。審査期日、9月6日。請願番号、第1号。件名、岡山県教職員組合東備支部代表からの教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引上げを図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

若干補足説明をいたします。

審議経過のつもりです。

こういう意見が、まず最初に付されました。これまでも、同趣旨の教育条件改善、予算増の陳情をこれが採択されてきた経過があります。今回も、そう意味では肯定的に受け止めるべきだ。2つ目、コロナ禍の下、やっと40人学級から35人学級、少人数学級へと動きが始まった、この動きをさらに進めてほしい。これが、2つ目。3つ目、先進国の中では、教育予算、日本は最下位の状態にある、先進国にふさわしい教育予算の増額が望まれるので、陳情には賛成と、こういった意見が出されました。その結果、全員一致で採択を確認し、決定をいたしました。

以上です。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対して、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第4号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、報告第5号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、石井壽富君。

○3番（石井壽富君）

今回の請願書の審査報告をいたしたいと思います。

令和3年9月14日。吉備中央町議会議長、難波武志殿。総務産業常任委員会委員長、石井壽富。

請願審査報告。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、意見を付し、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記といたしまして、審査月日は9月3日であります。請願番号、第2号。件名、岡山県南農民運動連合会代表からの新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願についてでありました。

審査結果は、採択、全員。意見として、全員願意妥当と認めるという結果でありました。

この請願書におきましては、請願者本人からも請願時に資料をいただき、また請願者本人も、この委員会におきまして意見陳述を求められるならば待機をしておると、こういう請願者としても非常に熱意ある請願者でありました。しかしながら、請願者の御登壇を願うことなく、総務産業常任委員会の各委員さんも、これは米価の、ふるさと米のこともあるし、大変に米づくり農家に対して国に対しての請願をすべきという全員の採択をいただきましたという結果になりましたことを報告いたします。

○議長（難波武志君）

ただいまの委員長報告に対し、御質疑はありますか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、報告第5号、請願審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日9月15日から9月16日までの2日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

したがって、9月15日から9月16日までの2日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時35分 閉 議